

# **土木工事請負契約における設計変更ガイドライン**

**令和2年10月**

**東日本高速道路株式会社**

<b>I. ガイドライン策定の背景・目的 .....</b>	<b>4</b>
1. 策定の背景 .....	4
1.1. 発注者の認識 .....	4
2. ガイドライン策定の目的 .....	5
<b>II. 契約変更の定義 .....</b>	<b>6</b>
1. 契約変更とは .....	6
2. NEXCO 東日本での総価単価契約 .....	7
3. 契約書類の用語の定義等 .....	7
3.1. 用語の定義 .....	7
3.2. 工事請負契約における契約書類の体系 .....	9
<b>III. 発注時における留意事項 .....</b>	<b>10</b>
1. 条件明示 .....	10
1.1. 契約条件の適切な明示 .....	10
1.2. 明示すべき条件の観点 .....	10
1.3. 割掛項目の数量明示等について .....	12
2. 積算上の留意点 .....	14
2.1. 施工条件の適切な設定 .....	14
2.2. 積算基準の適切な運用及び適用できない場合の見積等の活用 .....	14
3. 工期の設定 .....	14
3.1. 工事工程の共有 .....	14
<b>IV. 入札時における留意事項 .....</b>	<b>17</b>
1. 入札手続き中の設計図書の疑義の解決 .....	17
<b>V. 契約変更 .....</b>	<b>18</b>
1. 契約変更のフローと関係する条文 .....	18
2. 契約書における契約変更に係る条文の解説 .....	19
2.1. 総則(第 1 条第 5 項) (書面主義) .....	19
2.2. 条件変更等(第 18 条) .....	19
2.3. 設計図書の変更(第 19 条) .....	24
2.4. 工事中止(第 20 条) .....	24
2.5. 著しく短い工期の禁止(第 21 条) .....	27
2.6. 受注者の請求による工期延期(第 22 条) .....	27
2.7. 発注者の請求による工期の短縮(第 23 条) .....	28
2.8. 費金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(第 26 条) .....	30
2.9. 評価項目未履行の場合の措置(総合評価落札方式により落札者決定した工事に適用) (第 26 条の 2) .....	32
2.10. 臨機の措置(第 27 条) .....	32

2.11. 一般的損害(第 28 条) .....	33
2.12. 第三者に及ぼした損害(第 29 条) .....	33
2.13. 不可抗力による損害 (第 30 条) .....	34
2.14. 支給材料及び貸与品(第 15 条) .....	34
2.15. 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(第 17 条) .....	35
2.16. VE提案(第 19 条の 2) .....	35
2.17. 前払金等の不払に対する工事中止(第 44 条) .....	35
3. 設計変更の対象となる具体例 .....	36
3.1. 図面と仕様書が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項一) .....	36
3.2. 設計図書に誤謬または脱漏がある場合(契約書第 18 条第 1 項二) .....	36
3.3. 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第 18 条第 1 項三) .....	36
3.4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項四) .....	36
3.5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約書第 18 条第 1 項五) .....	37
3.6. 発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合(契約書第 19 条) .....	37
3.7. 「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合 .....	37
3.8. 受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合 .....	37
3.9. 工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合(契約書第 20 条) .....	38
3.10. 賃金または物価の変動により請負代金額が不適当となった場合(契約書第 26 条) .....	38
3.11. 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得えずその対応をした場合 (契約書第 27 条) .....	38
4. 設計変更の対象とならない具体例 .....	38
5. その他の受発注者間の手続きについて .....	39
5.1. 部分使用の手続き .....	39
<b>VI. 工期・請負代金額の変更方法</b> .....	<b>41</b>
1. 工期の変更方法(第 24 条) .....	41
1.1. 工期変更協議の手続き .....	41
2. 請負代金額の変更方法(第 25 条) .....	42
2.1. 新単価協議の手続き .....	42
2.2. 変更単価協議の手続き .....	47
2.3. 諸経費協議の手続き .....	48
2.4. スライド額の協議 .....	51
2.5. 一時中止に伴う増加費用の協議 .....	54
3. その他 .....	59
3.1. 仮設・任意の取扱いについて .....	59
<b>VII. 受発注者間のコミュニケーションについて</b> .....	<b>60</b>
1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会) .....	60

1.1.	三者協議会の目的.....	60
1.2.	三者協議会を実施する工事 .....	60
1.3.	三者協議会の開催時期 .....	60
1.4.	三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用の負担.....	61
1.5.	三者協議会の内容.....	61
2.	ワンデーレスpons.....	61

# I. ガイドライン策定の背景・目的

## 1. 策定の背景

NEXCO 東日本では、「高速道路の効果を最大限発揮させることにより、地域社会の発展と暮らしの向上を支え、日本経済全体の活性化に貢献すること」を企業理念として掲げ、公正で透明な高速道路の管理運営・建設事業を行い、その過程で数多くの工事を請負契約により実施している。

これらの工事は、多種多様な現地の自然条件・環境条件のもとで施工されるとともに、高速道路をご利用になるお客さまの安全・安心・快適・便利を損なわないよう実施する場合があるなど特殊性を有している。そのため工事完成に必要となる各種条件を提示したうえで調達手続きを行っているが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更(契約変更)が避けられない場合が生じる。

工事内容の変更にあっては、契約書類に基づいて変更手続きを行っているところではあるが、「条件明示が統一されていないため、契約変更の判断が発注組織などにより相違がある」、「施工条件の確認や、契約変更のために必要となる設計図書の照査の範囲や工事内容の変更等による補助業務の定義が不明瞭」、「変更部分の工事費算出の協議の難航」、「工事の一時中止の指示が適切な時期に通知されていないケースや、一時中止を通知した後の中止期間における現場の管理方法及び受注者の体制など受発注者間で共通認識がなされていない」など、請負工事の変更にあたっての受注者側からの意見が挙がっている。

### 1.1. 発注者の認識

国土交通省は、品確法・建設業法・入契法等の改正の趣旨として以下のとおり公表している。

平成 26 年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正(以下、「担い手3法」という。)し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を定積に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られました。

一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。

今回、新たな改題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、「新・担い手3法」として、令和元年 6 月 14 日に再び品確法と建設業法・入契法が改正されました。

NEXCO 東日本は公共工事の発注者として法改正の趣旨を踏まえ、働き方改革の推進、生産性向上への取組み、災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保、調査・設計の品質確保等の重要課題を十分認識のうえ業務に取り組む必要がある。

#### 【参考】公共工事の品質確保の促進に関する法律(抜粋)

(平成 17 年法律第 18 号・令和元年 6 月 14 日一部改正)

##### 【基本理念】

##### 第三条

1 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基

盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等(公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。)の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

### 【発注者の責務】

#### 第七条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手先の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

七 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。)に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

## 2. ガイドライン策定の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条「基本理念」第8項に「公共工事の品質は、これを確保する上で、公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。」と示されている。

土木工事においても、工事請負契約書頭書に「発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意

に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。」との記載があり、契約を履行する上でも同法の理念が求められている。

従って、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれが、契約の目的、内容について十分理解したうえで合意し、契約を締結し、役割分担を適切に行なったうえで、契約の履行にあたらなければならない。

本ガイドラインは、NEXCO 東日本の土木工事請負契約において契約変更を行う際に、工事請負契約書(以下、「契約書」という)や関連法令<sup>1</sup>に従って、発注者及び受注者双方の留意事項や条件変更が生じた場合等に必要な手続きの流れを明示することで、価格と品質に優れた調達を実現し、円滑かつ公正適切な契約手続きに資することを目的として策定したものである。

## II. 契約変更の定義

### 1. 契約変更とは

契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更または工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うものをいう。

建設業法第19条第1項の規定によれば、建設工事の請負契約を締結するに当たり、(i)「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更」(第七号)、及び(ii)「当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め」(第五号)を、書面又は電磁的方法(同上第三項)により明らかにすることとなっている。

#### 設計変更

##### (1) 概説

工事の請負契約においては、当初の設計・仕様書どおりに施工することが困難な事例が多い。ことに、大規模な工事やダム・トンネル等の土木工事の場合には予測しない困難に遭遇することがあり、また、発注者の都合で契約の内容を変更したりすることがあるが、このような場合には原契約の工事の追加や減少、契約外の工事の追加を伴うことが多く、また、当初の計画どおり実施することができなくなることもある。

##### (2) 定義

いわゆる「設計変更」といわれているのは、この広義の設計変更を意味している。この広義の設計変更には、①工事内容の同一性を失わしめない程度の変更と、②工事内容の同一性を失わしめる程度の変更の二つが含まれているが、前者(①の場合)が狭義(本来の意味)の設計変更である。

##### (3) 設計変更の限界

広義の設計変更には、①工事内容の同一性を失わしめない程度の変更と、②工事内容の同一性を失わしめる程度の変更との二つが含まれていることは前述のとおりであり、この二者を区別する実益は、前者(①)の場合は原契約の単価に拘束されることがあるが、後者(②)の場合は、これに拘束されないで両当事者の合意によって定められる新単価が適用される点である。

[高柳岸夫・有川博共著(2012)『平成二十四年増補改訂版 官公庁契約精義』、建設総合資料社]

<sup>1</sup> 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)、「建設業法」(昭和24年法律第100号)

公共調達における通念上、当初契約を変更する場合には、当初の契約手続きでもって選定した契約相手方を、そのまま変更契約の相手方とする正当性を維持するため、契約内容を著しく大きく変更することのないよう注意する必要がある。

なお、土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という)に契約変更を行う場合が明記されている。

#### 共通仕様書 1-41-1 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、工事請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 本章 1-32-1 の規定に基づく変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 工事出来高の総額が請負代金額を超えることが予測される場合
- (3) 工事完成に伴い精算を行う場合又は契約書第 39 条に規定する部分引渡しを行う部分の精算を行う場合
- (4) 工期の変更を行う場合
- (5) 支払限度額が設定されている工事において、その支払限度額を変更する場合
- (6) 工事施工上必要があると認める場合

## 2. NEXCO 東日本での総価単価契約

NEXCO 東日本の土木工事請負契約では、「総価単価契約」方式を採用している。これは、競争入札を総価で行い、入札された総価の額に対して単価表の提出を求め、その単価表を契約の一部とするものである。

総価単価契約は、工事の進捗に伴って生ずる契約変更を、当初に契約した単価を基にするので、請負代金額の変更が円滑にできる制度であり、工事の変更や追加により、契約した単価の数量が変更となった場合には、「数量」を変更し、新たな単価が必要となった場合には、「新単価」を契約し、工事を行うこととなる。

## 3. 契約書類の用語の定義等

### 3.1.用語の定義

共通仕様書「1-2 用語の定義」において契約書類に使用する用語が定義されている。本ガイドラインにおいても、この定義に従って用語を使用する。

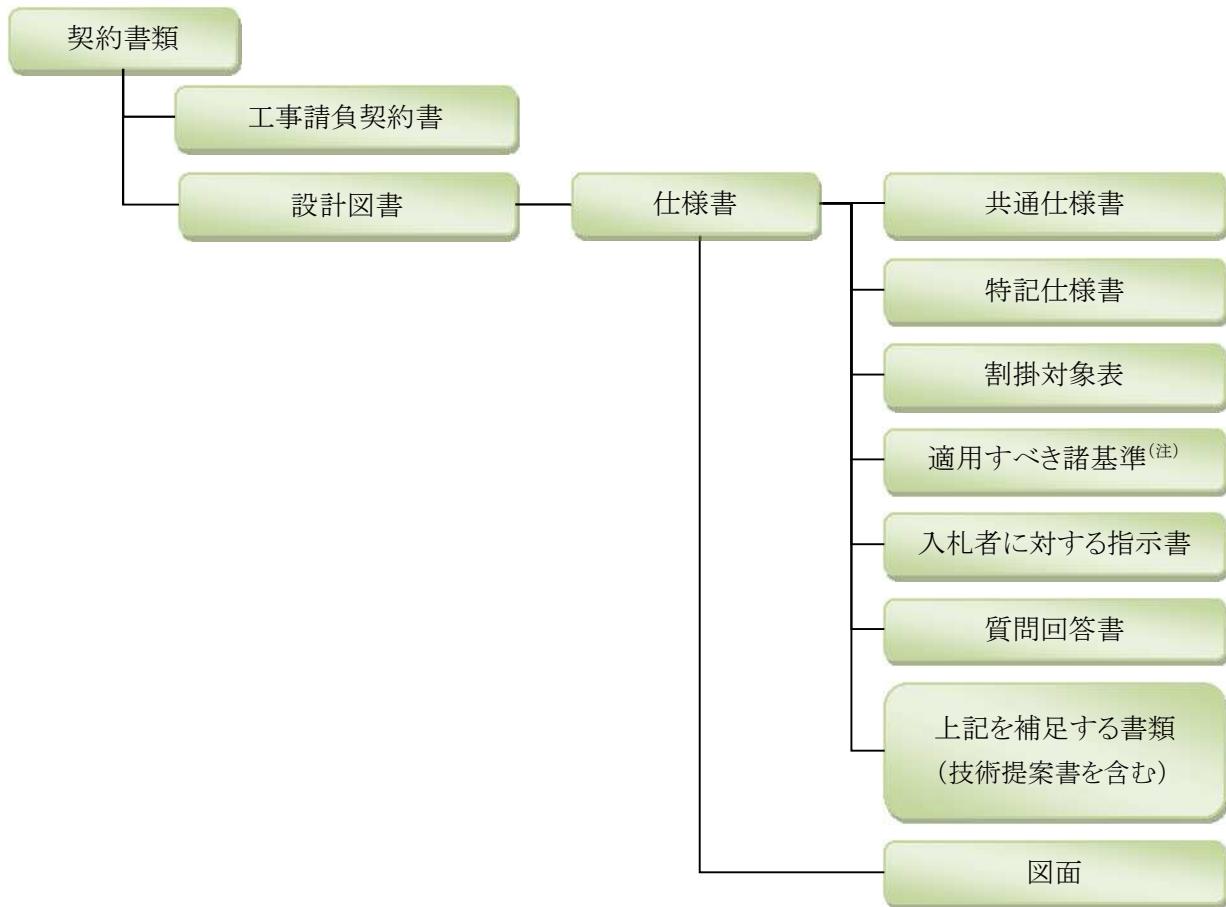
#### 共通仕様書 1-2 用語の定義 [抜粋]

- (1) 「契約書類」とは、契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「単価表」とは、請負代金額の項目ごとの単価を定めたもので契約書に含まれる。
- (3) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)、入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。
- (4) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または特別な事項を定める書類をいう。  
また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

- (5) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更または追加された設計図をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては、契約書類及び監督員の指示に従って作成されたと監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (6) 「割掛対象表」とは、関連する単価表の項目の単価に含めて間接的に支払う工事費の項目と該当する単価表の項目との関係を示したものという。なお、間接的に支払う工事費の名称と内容の関係は、共通仕様書「表 1-3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるものとする。

### 3.2.工事請負契約における契約書類の体系

「契約書第1条」及び「共通仕様書1-2 用語の定義」に規定する工事請負契約における、発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおりである。



(注)共通仕様書または特記仕様書

において明記されているもの

図 1 契約書類の体系

### III. 発注時における留意事項

工事では、施工の進捗により当初予見できなかった自然条件の変更、埋蔵文化財等の支障物の発生、関連工事・関連事業との工程調整等、当初の条件を変更せざるを得ない場合が多く発生する。

しかし、施工条件の明示が充分でないと、設計変更が円滑に行われないこととなる。このため、当初契約時に適切に施工条件を設計図書に明示するため、次の点に留意する必要がある。

#### 1. 条件明示

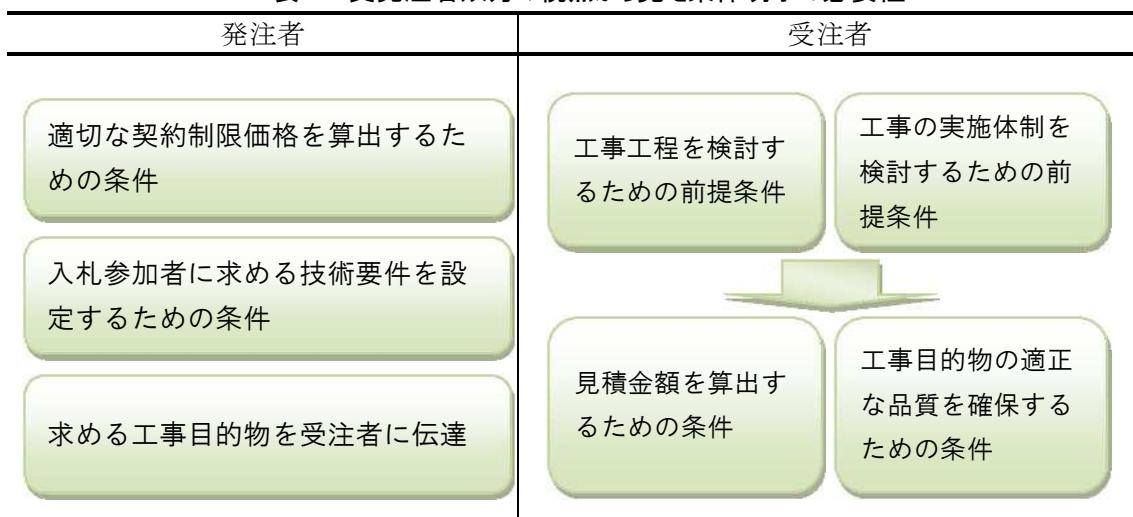
##### 1.1. 契約条件の適切な明示

発注者が契約書類に示す契約条件は、発注者にとっては積算の前提条件であり、受注者にとっては、工事を施工する工程・体制等の判断基準になり、見積額を算定する条件となる。

条件明示が不十分・不明瞭であると、受発注者間の認識の違いにより適切な変更が行われない恐れがある。

従って、契約後に、受発注者間で設計変更に関する認識に齟齬が生じることがないよう、適切な条件明示を行い受発注者間の共通認識とすることが必要である。

表 1 受発注者双方の視点から見た条件明示の必要性



##### 1.2. 明示すべき条件の視点

契約条件(施工条件)を明確にすることにより、仮に契約後に工事内容の追加変更が生じた場合または工期の変更が必要となった場合において、受発注者のどちらの責により変更が発生したか責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える。

表 2 条件明示事例

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"><li>他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期</li><li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li><li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li><li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響があ</li></ol>

明示項目	明示事項
	る場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、杭製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置または撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事物件等支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長、注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡し場所等

明示項目	明示事項
	<p>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</p> <p>5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>8. 部分引渡しを行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>9. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>10. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等</p>

### 1.3. 割掛項目の数量明示等について

割掛工事費とは、関連する単価表の項目の単価に含めて間接的に支払う工事費であり、契約単価項目（工事目的物）が検査されることにより間接的に支払われる費用である。

直接工事費が完成時に形が残る工事目的物の施工に直接必要となる工事費であるのに対し、割掛工事費は完成時に形が残ることなく、工事目的物を施工するために間接的に要する準備・仮設等の工事費をいい、基本的に割掛け工事自体には契約単価項目を設定しない。

設計図書における割掛け工事に関する資料は、割掛け工事の内容を明示した共通仕様書、特記仕様書、任意仮設を明示した図面（参考図）及び割掛け費用の割掛け先契約単価項目を明示した割掛け対象表となっている。

これらの資料は、発注者が費用計上している割掛け項目の内容や割掛け項目と割掛け先となる契約単価項目の関係を示すものであるが、割掛け項目の仕様・数量等の詳細については、割掛け項目の施工が受注者の任意施工となっているため、入札手続きにおいて明確に条件を明示していないものもあり、競争参加者は把握が困難な場合もある。また、契約締結後の工事の進捗に応じた各段階において、条件変更等が生じた場合においても、発注者は、割掛け工事費を新単価に含んで積算するため、当初契約時と同様に受注者は、割掛け工事費の仕様・数量の詳細について把握が困難な場合がある。

割掛け工事の施工は受注者の任意施工となっているものの施工条件の制約が厳しい場合においては任意施工の選択の幅が限られていたり、工事目的物の変更が発生しないものの施工条件の変更による施工手順の変更等により割掛け工事の数量や施工内容が大きく変更となる場合があり、契約単価項目と同程度の仕様・数量等の条件明示が必要な場合もある。

また、受注者からも、割掛け項目の仕様・数量等の詳細が明示されないことや工事目的物の変更を伴わない条件変更の場合の変更協議が認められないことへの不合理さに対して意見が寄せられているところである。

これらを受け、次のとおり割掛け項目を取扱うこととする。

#### （1） 割掛け対象表参考内訳書による数量明示

現状の設計図書（共通仕様書・特記仕様書・図面・割掛け対象表）及び参考図では、割掛け項目の仕様・数量等の詳細把握が困難なため、巻末『割掛け対象表参考内訳書』を作成し数量を明示するとともに、必要に応じて割掛け内容を明示した図面（参考図）を添付するものとする。

これらの割掛け项目的数量明示は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注

者の責任において必要なものを定め、施工(受注者の任意により施工)するものである。

のことから条件変更が生じない場合は、発注者が明示した条件と異なる施工を受注者が実施した場合であっても、変更協議の対象となるものではなく、数量明示はあくまで、受発注者の認識乖離を解消するとともに見積額の精度向上に期するものである。

## (2) 工事の進捗段階に応じた変更

発注者は、割掛対象表により工事を施工するために必要な割掛項目を明示し、割掛対象表参考内訳書により数量明示する。

受注者は、発注者が示した割掛項目の目的を達成するために必要な施工方法等を受注者自らの考えにより検討(受注者の任意)し、その施工内容・施工方法を施工計画に明示するよう努めるものとする。

工事の進捗に応じて協議や現地条件の変更により、工事目的物が変更となる場合や、割掛項目を計上する前提となった施工条件が変更となった場合は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。なお、この変更は既存の割掛項目を含んだ単価の廃止と新規の割掛項目を含んだ単価の作成が必要となる。

ただし、割掛とは工事目的物を施工するために間接的に要する準備・仮設等の工事費であり、使用材料・施工方法等は受注者の任意であることから、条件変更がない場合の割掛け項目の数量増減や使用材料・施工方法等の変更は変更協議の対象とならない。

## (3) 割掛け項目の検測項目化

割掛け項目の検測項目化は、現地条件や関係機関協議等により大きく変動する可能性がある項目を基本とし、項目ごとの工事費や変更の可能性を勘案のうえ設定する。

検測項目とする場合は、契約単価項目を設定するとともに、図面、仕様書の作成を行わなければならない。このことから、条件変更により変更が生じた場合は、当然のことながら工法変更の手続きを行わなければならない。

### ○検測項目化を図ることが望ましい項目の一例

- ・工事用道路(道路の仕様や使用期間等で大きく変動する可能性があるもの)
- ・工事用道路維持補修(現場状況により大きな乖離が発生する可能性があるもの)
- ・迂回道路(施工方法や施工条件、協議等で大きく変更になる可能性があるもの)
- ・工事用仮橋(条件変更に伴い設置期間等が大きく変更になる可能性があるもの)
- ・河川、水路の切回し(締切・迂回)(条件変更に伴い大きく変動する可能性があるもの)
- ・沈砂池(水路の切回し状況により構造、仕様、設置箇所が大きく変動する可能性があるもの)
- ・坑内仮排水設備(湧水量の増減により設備の規模が大きく変動する可能性があるもの)
- ・土質等試験(頻度、規模が大きく変動する可能性があるもの)

※『割掛け対象表参考内訳書』による数量の明示は平成27年4月1日以降新たに入札公告する工事に適用

## 2. 積算上の留意点

土木工事の発注に際しては、適切な条件明示はもとより、実施する現地状況、工事内容を勘案のうえ、適切な工事数量の設定と工事内容に応じた適正な積算が求められる。

下記について十分留意したうえで、工事目的物の品質確保ができるよう適正な発注金額を設定するよう努めなければならない。

### 2.1. 施工条件の適切な設定

発注者は、発注前に工事の施工範囲について現地踏査を行い、その結果に基づき、特記仕様書に現地条件を明記するとともに、現地条件を適切に反映した積算を実施しなければならない。

工事施工条件が不確定な状況においては、発注業務の施工条件の確定度の向上を図ったうえで発注手続きを開始すべきであり、契約変更を前提とした発注は厳に慎まなければならない。

### 2.2. 積算基準の適切な運用及び適用できない場合の見積等の活用

積算においては積算基準(当社の積算要領、単価ファイル、物価資料等や国土交通省等の公共事業発注機関の積算基準類)の適切な運用に努めることとするが、工事の規模、現地条件等により標準歩掛りを適用することが不合理と考えられる場合は、積算基準を勘案のうえ施工実態調査や見積により別途積算するものとする。また、施工対象箇所の施工条件等が特殊で積算基準を適用することが適当でない場合は、入札手続きの過程で入札参加者より見積の提出を求め、契約制限価格に反映させる方式もあるため、これらを活用し適切な契約制限価格を設定する必要がある。

## 3. 工期の設定

土木工事の工期は、施工場所、時期、施工順序、施工能力等を勘案し、準備期間、実作業期間、休止期間、後片付け期間について各々適切な期間を設定するとともに、当該工事に関する制約条件等を整理し、極力工期延期等が生じないよう設定する必要がある。

### 3.1. 工事工程の共有

発注者は、長時間労働のは正など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う。また、当初設計図書の施工条件等が不明確であると、工事の手戻り等により後工程に影響を与えることが原因で、以後の長時間労働につながりかねないことから、発注時の適切な積算工程及び条件明示は重要なものである。

しかし、いかなる工事においても、不測の事態により当初の条件に変更が生じるリスクが潜んでいる。そのため受発注者間において、工程に影響を及ぼす可能性のある事項について明確にするとともに、相互に知り得た情報を逐次共有することが、その後の工程に与える影響を最小限にする、重要な事項である。

共通仕様書 1-20 施工計画書[抜粋]

#### 1-20-5 工事工程の共有

- (1) 受注者は、本章 1-20-1 (2) に規定する計画工程表を作成するにあたって、工程に影響する事項がある場合、その事項（クリティカルパスを含む）及び処理対応者（「監督員」又は「受注者」）並びに処理対応時期を明記するものとする。

- (2) 前項の規定に従い作成した計画工程表を、施工期間にわたり受発注者双方で共有するものとする。
- (3) 受注者若しくは発注者は、計画工程表に明記した事項に変更が生じた場合、速やかに記載事項を修正するとともに、適切に受発注者双方で修正した計画工程表を共有するものとする。

#### (1) 工事工程表への明示事項

受注者は、設計図書に示された条件に基づき、施工計画段階で工事工程表を作成する。明示する内容には、以下の内容を含むものとする。

- ① 工事工程表には設計図書に示された工事用地に関する事項、関連施設その他との関係、作業日及び作業期間に関する事項、関連工事との調整に関する事項等に記載された、工事着手可能時期等、工程に影響する事項
- ② 工事工程表には、クリティカルを明示するものとする。また、工程が変更となった場合は、その都度クリティカルを再確認するものとする。
- ③ 施工計画に影響する懸案事項(未解決課題)がある場合は、その内容を明示するとともに、課題解決のための受発注者それぞれの責任分担、対応者(監督員又は受注者)及び対応期限を明示するものとする。

#### (2) 工事工程の共有

(1)により作成された工事工程表を、受発注者双方で確認し共有するものとする。当該工事工程表を共有することにより、お互いのクリティカルパスを把握することが可能となり、常に工程遅延をもたらす要因を排除すべく、より具体的に情報共有や意志疎通が図られ、適切な業務遂行に努めることができる。

工事施工中に工事工程表へ明示した条件等に変更が生じた場合は、速やかに工事工程表の記載事項を修正するとともに、受発注者間で修正した工事工程表を共有するものとする。このとき工程の変更理由が以下の①～⑤に示す、受注者の責に拠らない場合は、工期の延期等の適切な措置が講じられるよう、受発注者間で協議するものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業の不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事一時中止により全体工期に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程表に変更が生じる事項が発生した場合には、土木工事共通仕様書及び本ガイドラインに記載の事項を参照し、発注者は工事一時中止の指示が必要な事項かを確認する必要があるため留意すること。

### (3) 工事工程共有例

※記入例

工事工程表

（工事名）OO自動車道 OO工事

## IV. 入札時における留意事項

### 1. 入札手続き中の設計図書の疑義の解決

入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。提出された質問とその回答は「質問回答書」として、設計図書の一部となり、契約締結後に受発注者を拘束する契約書類となる。（「図1 契約書類の体系」参照）

質問が多く出されることは、入札参加者が入札金額を算定するに際し、履行条件の明示が不足している等設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。よって、条件明示事例（「表－2 条件明示事例」参照）を参考に適切な条件明示に努める等設計図書の品質を高めることに注意を払わなければならない。

入札参加者は、契約書、設計図書の内容及び現場を把握のうえ、入札に臨まなければならぬ。この場合において設計図書について疑義があるときは、発注者の契約担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。質問書の提出は、入札参加者にとって入札条件の確認機会であり、質問書への回答は発注者にとって設計図書の適正化を図る機会である。よって質問書へ回答する場合には、不明確な条件明示や単価表と図面の齟齬等は、訂正しなければならない。

なお、設定歩掛等で設計金額（契約制限価格）の算出に直接係る質問への回答は、入札談合防止法<sup>2</sup>に抵触する恐れがあるため、回答を控えるものとする。

---

<sup>2</sup> 「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 第2条第5項第3号」

## V. 契約変更

### 1. 契約変更のフローと関係する条文

契約書の条文で、契約変更に関する規定は「条件変更等(第18条)」、「設計図書の変更(第19条)」及び「工事の中止(第20条)」等がある。

契約変更のフローは以下の通りである。

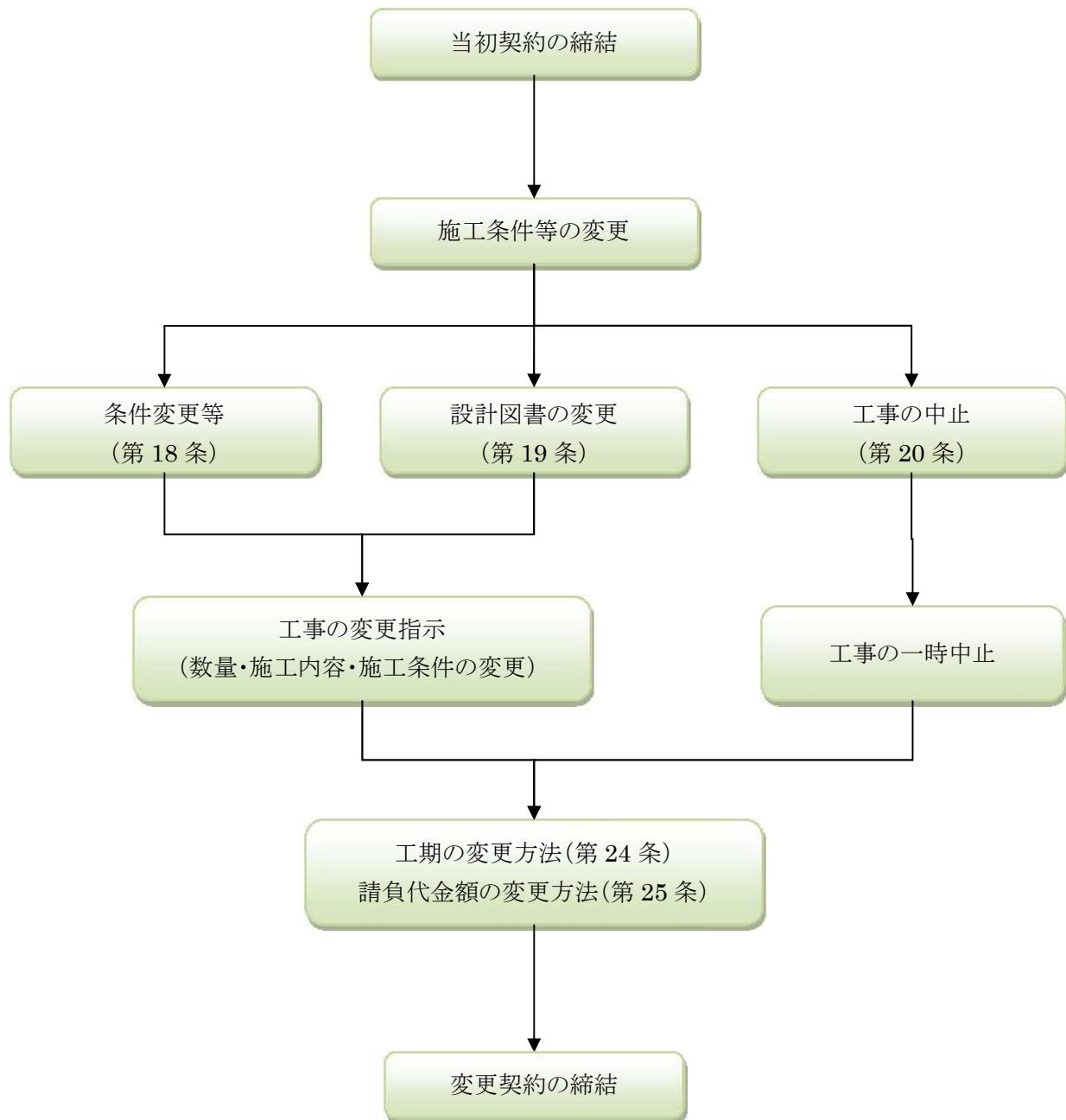


図 2 契約変更フローと関係する契約書の条文

## 2. 契約書における契約変更に係る条文の解説

### 2.1. 総則(第1条第5項) (書面主義)

契約書第1条第5項に規定されている通り、工事の施工に伴い生ずる変更や追加については、必ず書面で行わなければならない。

【契約書第1条要旨】

(総則) 第1条第5項

契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならぬ。

土木工事の施工においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「工事変更指示書」若しくは「工事打合簿」を発出し、工事の内容変更とともに、新単価協議対象の有無、工期変更協議対象の有無を指示することとなっている(共通仕様書1-32「工事の変更等」)。

しかし、工事変更指示書等が適切に発出されずに工事の施工が行われ、変更に係る受発注者の認識のズレが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。

のことから、工事変更内容について書面にて受発注者間で確認し、共通認識としなければならない。

ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督員が受注者に対して口頭による指示をおこなった場合は、受注者はその指示に従うものとするが、監督員は速やかに書面により通知するものとする。

受注者は、監督員からの書面による通知がなされなかった場合において、その口頭指示から7日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

### 2.2. 条件変更等(第18条)

#### (1) 設計図書の照査

受注者は、共通仕様書において、自らの負担により「設計図書の照査」が義務付けられている。

共通仕様書1-5-2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

#### (2) 設計図書の照査の範囲

共通仕様書1-5-2の規定に基づき、発注者への変更確認を求めるため、受注者が作成すべき資料の範囲は以下のとおり

- (1) 現場地形図…………… 現場測量により用地境界、中心線、縦断、横断等を確認した実測横断図等の図面、及び地形変更を示す現況写真等を示す。
- (2) 設計図との対比図……… 現地地盤線の変更を当初設計図面へ反映した平面図、縦断図横断図及び構造物一般図等の概略図を示す。

- (3) 取り合い図 ……………… 地盤線や地形変更に伴い生ずる当初設計図面と既設構造物の取り合い部分の変更概略図を示す。
- (4) 施工図等 ……………… 条件変更に伴い当初設計図面との施工段取り及び仮設工法等施工手順の変更が必要となることを説明する概略施工図を示す。

監督員から詳細な説明または書面の追加要求など、「更なる追加資料」の指示があった場合は、その指示に従うものとする。なお、「更なる追加資料」には、新たに行う比較検討や構造計算が伴うものは含まれていない。

受注者が作成する「更なる追加資料」において、新たな比較検討や構造計算等を監督員が指示した場合に発生する費用は、発注者の負担において実施するものとする。

### (3) 設計図書の照査の項目及び内容

受注者が実施する設計図書の照査については、巻末「設計図書の照査項目一覧表」の該当する項目の照査项目について実施するものとする。

また、照査項目一覧表の対象項目以外についても契約書第18条第1項第1号～第5項に該当する項目については照査を実施するものとする。

### (4) 設計図書の照査の範囲を超えるもの

受注者が実施すべき「設計図書の照査」の範囲を超えるものとして、以下のものなどが考えられる。なお、照査の範囲を超える事態が発生した場合は、監督員に書面により通知し、その対応について協議するものとし、協議の結果、受注者に追加指示した場合は発注者がその費用を負担するものとする。

#### 『照査の範囲を超える具体例』

- (1) 現地測量の結果、大幅な横断の変更が生じ、横断図を新たに作成する必要があるもの。または縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したもののは除く。
- (2) 施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- (3) 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- (4) 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- (5) 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- (6) 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- (7) 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- (8) 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が確認して採用した工法の比較検討は除く。
- (9) 「設計要領」「各種示方書」等との変更適用に伴う修正設計。
- (10) 構造物の応力計算を伴う照査。
- (11) 舗装補修工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横断図面が示されており、その修正を行う場合とする。)
- (12) 新たな工種追加により必要となる構造計算及び図面作成

## (5) 発見と請求

受注者は、条件変更等に該当する事実を発見したときは、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

【契約書第18条要旨】

### (条件変更等)第18条

受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 設計図書に誤謬または脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたときまたは自ら同項各号に定める事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

### (A) 契約後に受注者が行う現地踏査

受注者は、契約後に現地踏査を行い設計図書と現地条件の確認を行わなければならない。

その際に設計図書と現地条件が異なる場合には、受注者は直ちに発注者に通知し確認を請求しなければならず(第18条第1項)、受注者から確認の請求を受けた発注者は、受注者立会いのもと直ちに調査を実施しなければならない(第18条第2項)。

### (B) 合同現地踏査

契約上は、受注者が現地踏査を行い、受注者からの請求を受けた場合に発注者は受注者立会いのもと調査を実施することとなっている。しかし、契約条件の共有や円滑な工事進捗に寄与する目的から、受注者の現地踏査には、発注者も立会うことが望ましく、現地状況等の把握のほか、工事の課題、契約内容についての確認を行い、受発注者双方が、契約の目的を共有し、円滑な工事進捗と適正な契約の履行に努めなければならない。

(6) 契約書第18条(条件変更等)関係の手続き

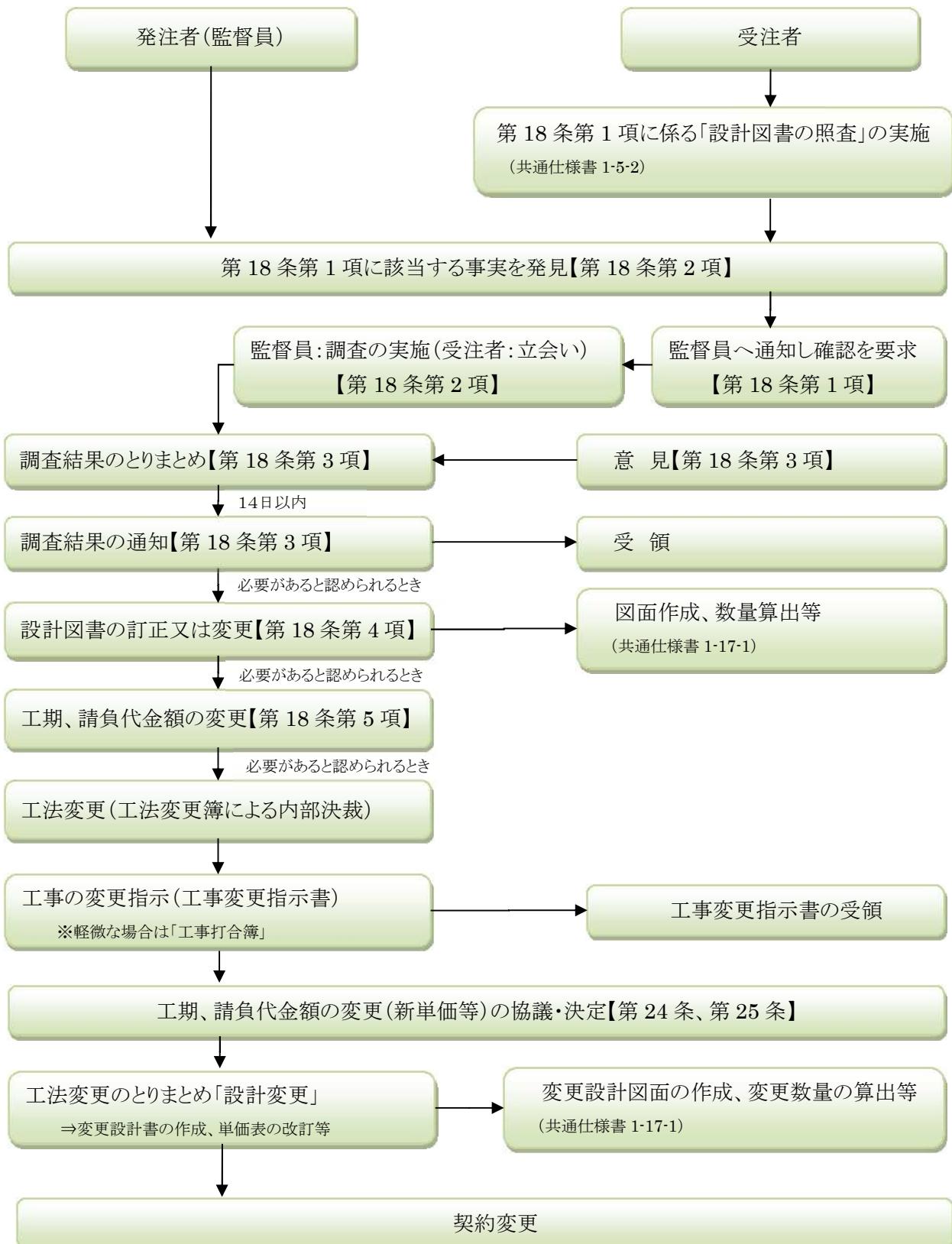


図 3 条件変更の手続きフロー

## (7) 設計図書の訂正または変更の実施者

設計図書の訂正または変更は、契約書第18条第4項のとおり発注者が行わなければならない。

【契約書第18条要旨】

### (条件変更等)第18条第4項

前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

## (8) 工事内容の変更等の補助業務

共通仕様書1-17-1「工事内容の変更等の補助業務」に規定する、設計図書の訂正または変更に伴う、受注者の負担で実施すべき補助業務の内容は次のとおりである。なお、補助業務の範囲を超える事態が発生した場合は、監督員に書面により通知するものとする。

### 共通仕様書1-17-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

#### (1) 工事材料に関する試験調査

施工管理要領に規定される品質管理基準に含まれる試験を示す。

#### (2) 測量等現地状況の調査

共通仕様書1-5-2に基づく現場地形図を作製するための測量調査等を示す。

#### (3) 設計、図面作成及び数量の算出

監督員より条件変更に該当する調査結果の通知と設計図書の変更または訂正に係る通知を受けた場合の作業を示し、その範囲は、現地取り合いに係る軽微な図面変更程度のものとする。

#### (4) 観測業務

軟弱地盤等での動態観測における施工計画書の作成、地表面沈下板の観測、報告書の作成を示す。

#### (5) 施工方法の検討

条件変更に伴い施工方法の変更が生ずる場合に行う概略の工法比較資料の作成で、工法選定の基礎となる作業を示す。

#### (6) 変更設計図面の作成

工事目的物の変更を反映した変更設計図面の作成を示す。

#### (7) その他資料の作成及び上記に準ずる作業

『その他資料の作成』とは、上記(1)～(6)を補助する資料の作成を示す。

### 共通仕様書1-17-5 費用の負担

発注者は、前記1-17-1、2、3の補助業務等に関し、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。

1-17-1に規定する(1)～(7)については受注者の負担により実施するものであり、これを超える補助業務を受注者に指示する場合は、発注者がその費用を負担するものとする。

## 2.3.設計図書の変更(第 19 条)

【契約書第 19 条要旨】

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 【補足】

発注者は、工事の施工途中において、その意思・判断を変更せざるを得ない事態が生じた場合においては、第 18 条の条件変更等による場合と異なり、発注者の意思で設計図書を変更しなければならない。この場合、工期、請負代金額の変更を適切に行い、受注者が不利益を被ることのないようにしなければならない。

ただし、原設計を根本から変えるような変更が生じる場合には、別途契約を結ぶことが適当である。

## 2.4.工事中止(第 20 条)

### (1) 発注者の中止指示義務

【契約書第 20 条要旨】

#### (工事の中止) 第 20 条

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害が著しく生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させなければならない。

#### (A) 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合

- ① 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合。
  - 発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(契約書第16条)施工できない場合
  - 設計図書と実際の施工条件の相違または設計図書の不備が発見されたため(契約書第18条)施工を続けることが不可能な場合…等
- ② 自然的または人為的な事象のため工事を施工できない場合。
  - 「自然的または人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘・調査、反対運動等の外的要因も含まれる。
  - 「工事現場の状態の変動」は、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、反対運動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる。
- ③ 特記仕様書に特別な定めがある日を超過したために工事を施工できない場合
  - プラント敷地や敷材保管場所など発注者が使用させる敷地使用可能時期の遅延
  - 自工区外盛土場や土取場などの着手可能時期の遅延
  - 工事に関連する諸施設の管理者との協議完了時期の遅延(使用可能時期、撤去移設時期)
  - 河川内等の施工時期や部分引渡時期の遅延

「工事を施工できないと認められるとき」とは客観的に認められる場合を意味し、発注者または受注者の主観的判断によって決まるものではない。従って、「工事を施工できないと認められるとき」は、工事工程への影響の有無に係らず工事の中止を命じなければならない。

## (B) 工事一時中止に伴う、現場代理人等の取扱いについては以下のとおり。

- ・ 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間は、原則として常駐・専任を要しない。(共通仕様書 1-7-2(1) 4)、1-7-2(2) 5)による)
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合は、技術者の途中交代が認められる。(共通仕様書 1-7-3 5)②による)

### (2) 発注者の中止権

【契約書第 20 条要旨】

#### (工事の中止)第 20 条第 2 項

発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。

#### 【補足】

「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断。発注者が工事を中止することができるのは、工事の完成前に限られる。

### (3) 工事の中止期間

発注者は、工事の全部または一部の施工を一時中止する必要を認めた時は、速やかに一時中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し及び中止理由、工事現場を適正に維持管理するために最小限必要な、管理体制等の基本事項を記載した「工事一時中止指示書」により受注者へ通知しなければならない。受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常「工事一時中止指示書」により通知する時点では中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、発注者は、工事一時中止の原因となっている事案の解決にどのくらいの時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を「工事一時中止解除通知書」により指示しなければならない。(※一時中止期間満了による工事再開の場合は省略。)

このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時点までとなる。

### (4) 工事現場の保全・管理に関する基本計画書

発注者から工事の一時中止を書面により通知した場合において、受注者は基本計画書を監督員に提出するものとする。

#### 共通仕様書 1-35-2 工事の一時中止における措置

契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、監督員が工事の全部または一部の施工の一時中止を書面により通知した場合において、工事現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従うとともに、保全・管理に関する基本計画書を、監督員に提出するものとする。

### (A) 基本計画書の作成及び提出

- ◇ 基本計画書は、一時中止指示時点で一時中止期間の工事現場の体制や保全管理方法、再開に備えての方策、一時中止に伴い発生する増加概算費用について、受発注者間で確認することで、受発注者間の認識の相違が生じないようにすることを目的に作成するものとする。

- ◇ 基本計画書は、増加費用の算定の根拠資料となるものであり、一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合は、変更基本計画書を発注者に提出するものとする。
- ◇ 再開に備えての方策について、工事中止期間の見通しが明確でない場合は、再開が円滑に実施できるように講じる方策、体制の確保について明記するものとする。
- ※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の保全・安全のための維持管理は必要であることから、受注者は工事一時中止指示を受けた場合、基本計画書を作成し監督員へ提出することとする。

#### (B) 基本計画書記載内容

- ◇ 中止時点における工事の出来形、社員の体制、労働者数、搬入済みの材料及び建設機械器具等に関すること
- ◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項
  - ・ 受注者の社員の体制、労働者数(必要な場合のみ)
  - ・ 現場点検の実施方法
  - ・ 天災等緊急時の対応、連絡体制
  - ・ 中止期間中の実施作業
  - ・ 中止期間中に現場存知が必要な建設機械器具・施設、その目的等
  - ・ 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設、その目的等
- ◇ 再開に備えての方策
  - ・ 受注者の社員の体制
  - ・ 下請(主任技術者等)の体制(通常の下請契約 or 特別な確保策)
  - ・ 建設資機材の調達(通常の下請契約 or 特別な確保策)
- ◇ 上記の方策に伴う増加概算費用及び金額内訳
  - ※ 基本計画書に記載する増加概算費用については、工期確定に伴い変更が生じることから、あくまで概算であり、最終的な増加費用については別途協議するものとする。
- ◇ 管理責任
  - ・ 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
  - ・ 受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

## 2.5.著しく短い工期の禁止(第 21 条)

【契約書第 21 条要旨】

(著しく短い工期の禁止)

第 21 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

### 【補足】

- ◇ 発注者は、工期の変更を行う場合においても、その工事に従事する者の労働時間などの労働条件が適正に確保されるよう、施工が困難な日数を考慮しなければならない。

## 2.6.受注者の請求による工期延期(第 22 条)

【契約書第 22 条要旨】

(受注者の請求による工期延期) 第 22 条

受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延期しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由の場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 【補足】

- ◇ 発注者は、必要があると認められるときは工期を延長するものとするが、工期の延長が受発注者双方の責めに帰すべき事由でない場合は、請負代金額の変更は行わないものとする。(無償延長)
- ◇ 発注者は、工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由の場合は、請負代金額の変更を行い、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。(有償延長)

参考:契約書第 54 条(発注者の損害賠償請求等)

受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
- 三 契約書第 47 条または第 48 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

## 2.7.発注者の請求による工期の短縮(第 23 条)

【契約書第 23 条要旨】

### (発注者の請求による工期の短縮)第 23 条

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 【補足】

受注者は、自己の施工能力上、短縮して工事を施工することができない場合を除き、請負代金額の適正な変更が行われる限り、短縮請求に応じなければならない。

なお、発注者が請求した日数の短縮を行えないときでも、施工能力上できる限り可能な日数の協議に応じるものとする。

## 工事一時中止関係の手続き

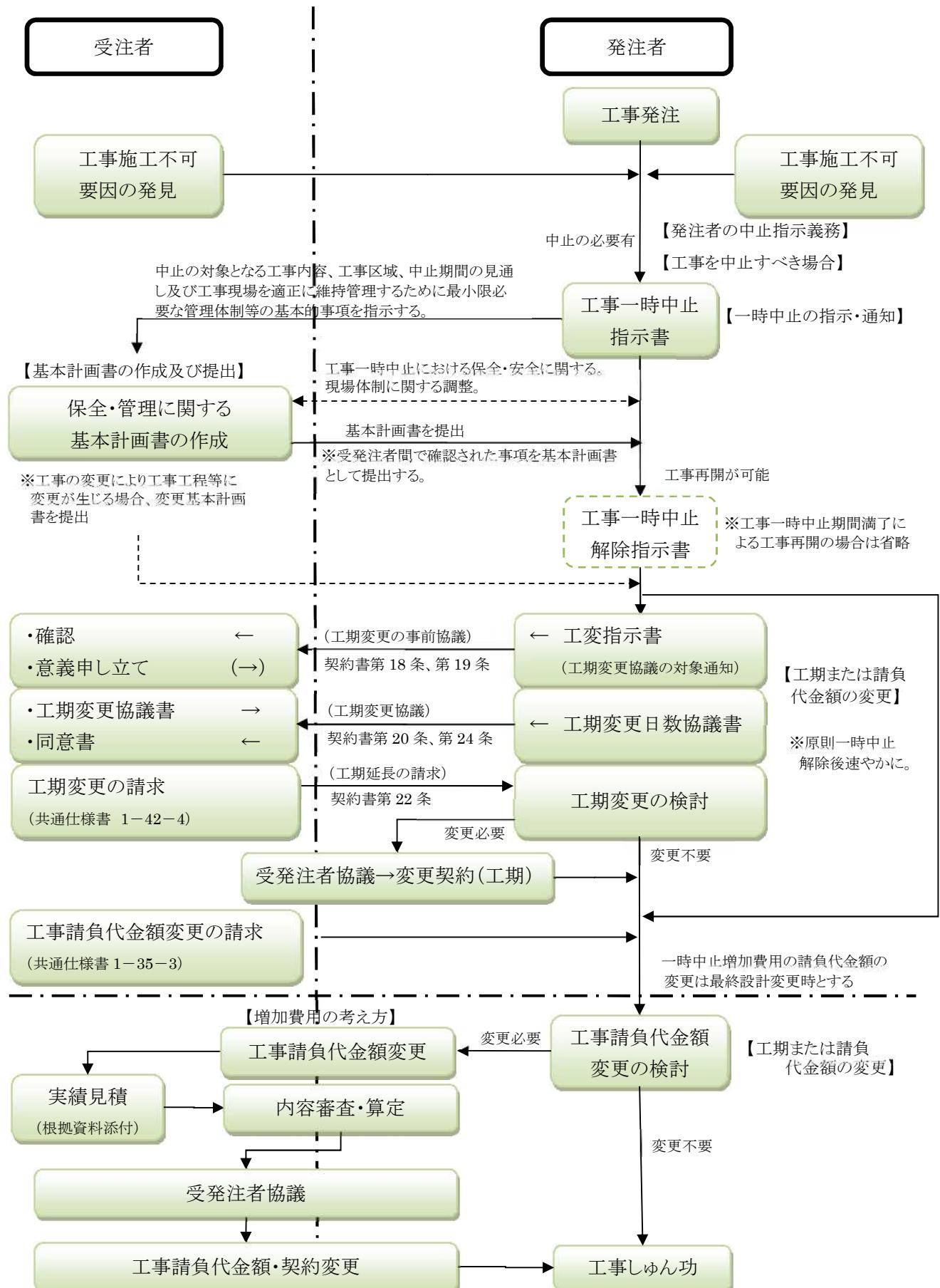


図 4 工事の一時中止に係る基本フロー

## 2.8.賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更(第 26 条)

【契約書第 26 条要旨】

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)第 26 条

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結日の翌日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不適当と認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規程によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定に関わらず、請負代金額の変更を請求することができる。

### 【スライド条項の種類】

- 1 全体スライド ..... 契約後 12 月を経過したのちの賃金水準及び物価水準の変動  
(第 26 条第 1~4 項)
- 5 単品スライド ..... 特別な要因による主要な工事材料の価格水準の変動  
(第 26 条第 5 項)
- 6 インフレスライド ..... 予期することのできない事情による賃金水準及び物価水準の変動  
(第 26 条第 6 項)

		全体スライド (26条1~4項)	単品スライド (26条5項)	インフレスライド (26条6項)
適用 対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ※12ヶ月以上経過時点で残工期が 2ヶ月以上ある場合に請求可能(実 質は14ヶ月以上の工期)	すべての工事  ※制度については NEXCO 東 日本 HP を参照 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h20/0912/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h20/0912/</a>	スライド協議の請求日に残工 期が2ヶ月以上あるすべての 工事  ※制度については NEXCO 東 日本 HP を参照 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h26/0210/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/list/h26/0210/</a>
条項(適用) の趣旨		長期間の工事における通常予 見不可能な価格の変動に対す る措置	特別な要因により主要な工事 材料の著しい価格の変動に対 応する措置 (单年度工事など全体スライドの対 象とならない工事にも適用できる補 完的措置)	賃金等の急激な変動に対する 措置 (单年度工事など全体スライドの対 象とならない工事にも適用できる補 完的措置)
請 負 代 金 額 の 変 更 方 法	対象	請求後の基準日における残工 事量に対する <u>労務単価・工事 材料等</u> 【価格水準全般の変動】	部分払いを行った出来高部分 を除く全ての <u>工事材料(鋼材 類・燃料油類・アスファルト類 等)</u> 【特定の資材価格の急騰変 動】※請求・協議により全材料 が対象となる。	請求時(基準日)の残工事量 に対する <u>労務単価・工事材料 等</u> 【価格水準全般の変動】
	受注者 の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (ただし、全体スライドと併用の 場合、全体スライド適用期間に おける負担はなし。インフレ スライドとの併用の場合も同様)	残工事費の 1.0% ※1%は契約書 29 条不可抗 力条項に準拠したもの(経営 上最小限度必要な利益を損な わない)
	再スラ イド	可能 (全体スライド請求後、変動が あれば12ヶ月経過後に再請 求が可能)	なし(不要) (部分払いを行った出来高部 分を除いた工期内すべての資 材を対象に最終数量確定後に スライド額を算出するため、再 スライド請求を必要としない)	可能 ( <u>賃金水準の変更がなされる 都度</u> 、適用が可能)
これまでの 事例	ほぼ経年的にあり	平成 20 年 6 月より適用 (過去には昭和 55 年の実施)	昭和 46 年に運用通知 (第1次石油危機当時) 平成 24 年 2 月被災三県適用 平成 26 年 2 月より全国適用	

## 2.9.評価項目未履行の場合の措置(総合評価落札方式により落札者決定した工事に適用)（第 26 条の 2)

【契約書第 26 条の 2 要旨】

(評価項目未履行の場合の措置)【総合評価落札方式(技術提案評価型又は工事実績評価型のみ)により落札者決定した工事に適用】第 26 条の 2

1 発注者は、入札時に受注者から提示された入札価格以外の条件のうち技術評価点を付したものについて、受注者の責に帰すべき事由によりその全部又は一部が履行されなかつた場合は、受注者に対し、違約金を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、次式により算出した額とする。ただし、次式により算出した額が 10 分の 1 を超える場合は、当初請負代金額に 10 分の 1 を乗じた額とする。

違約金の額 = 当初請負代金額 ×

{1 - (再計算後の技術評価点／入札時の技術評価点)}

### 【技術提案評価型の場合の補足】

#### ①. 技術提案評価型における技術提案の変更

技術提案評価型により契約した工事で、NEXCO が採用すると評価した技術提案の内容は原則変更できないものとする。

ただし、受注者から技術提案の内容変更の申し出があった場合は、監督員は、技術審議会及び技術審査に対し審議・審査を依頼し、審議・審査の結果、変更提案の内容が合理的な理由で、かつ当初の提案を下回らないと認められる場合に限り、技術提案の内容は変更できるものとする。この場合、原則として<sup>(※1)</sup>請負代金額の変更の対象とはならないものとする。

また、変更提案の内容については、共通仕様書に規定する「VE 提案に関する事項」として取り扱わないものとする。

(※1) 変更する合理的な理由に、設計図書等に示された条件変更的要素を含む場合はこの限りではない。

#### ②. 技術提案評価型における履行義務の消滅

技術提案評価型により契約した工事で、NEXCO が採用すると評価した技術提案の内容が、受注者の責によらない事由により履行することが困難となった場合は、監督員は、技術審議会・技術審査に対し審議・審査依頼し、審議・審査の結果、受注者の責によらない事由により履行することが困難と認められる場合に限り、技術提案の履行義務(契約書第 26 条の 2)を消滅することができるものとする。

### 【未履行時の措置】

発注者は、採用された技術提案の内容又は技術資料に基づく評価を行った技術評価項目の履行が受注者の責により達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合、しゅん功時において本件工事の請負工事成績評定点を減ずるものとする。(最大 10 点)

また、契約書第 26 条の 2 に基づき未履行額を請求するものとする。

## 2.10. 臨機の措置(第 27 条)

【契約書第 27 条要旨】

(臨機の措置) 第 27 条

受注者は、災害防止等のため必要があるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### 【補足】

受注者は、未完成の工事目的物、工事用材料、仮設物、建設機械器具等を含めて工事現場を運営管理する必要があり、不可抗力あるいは第三者による工事目的物に関する被害の防止、工事に従事する労働者の災害の防止、一般の公衆に与える損害の防止等について、常に最善の努力を行い、必要とされる措置を講じなければならない。

### 2.11. 一般的損害(第 28 条)

【契約書第 28 条要旨】

#### (一般的損害) 第 28 条

工事目的物の引き渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### 【補足】

一般的損害とは、工事の施工に関して生じた損害のうち、他の条項(第 29 条・30 条)に規定された損害を除いたものをいう。損害は、工事目的物、工事材料について生じたものだけではなく、仮設物や建設機械器具について生じた損害、受注者の現場代理人、技術者、職員、労働者、下請負人等について生じた損害なども含まれる。

### 2.12. 第三者に及ぼした損害(第 29 条)

【契約書第 29 条要旨】

#### (第三者に及ぼした損害) 第 29 条

工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

#### 【補足】

通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害とは、発注者の設計する工事目的物が損害の原因となるものや、工事の施工が通常の技術的または経済的尺度で判断して妥当な場合においても避けられないものをいう。

特殊なまたは一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書に指定されていない場合は、通常避けることができない場合に該当する。

## 2.13. 不可抗力による損害（第 30 条）

【契約書第 30 条要旨】

### (不可抗力による損害)第 30 条

工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことができないものにより、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 57 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)の状況を確認し、結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用負担の請求があったときは、当該損害額(工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料及び建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立会その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

### 【補足】

設計図書に定める基準は、次のとおりとする。【共通仕様書 1-36-2】

#### (1) 降雨に起因する場合

次のいずれかに該当する場合とする。

- ①. 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150 mm 以上
- ②. 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80 mm 以上
- ③. 1 時間雨量(任意の 60 分における雨量をいう。)が 20 mm 以上

#### (2) 強風に起因する場合

最大風速(10 分間の平均風速で最大のものをいう。)が 15m/秒以上あった場合

#### (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

地震、津波、高潮及び豪雪により生じた被害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

## 2.14. 支給材料及び貸与品(第 15 条)

【契約書第 15 条要旨】

### (支給材料及び貸与品)第 15 条

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者はその旨を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないことなどがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から上記の通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

7 発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## 2.15. 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等(第 17 条)

【契約書第 17 条要旨】

### (設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等) 第 17 条

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、この改造に要する費用は受注者の負担とする。ただし、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査できる。

4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

### 【監督員が破壊検査を行える場合とは】

- ① 受注者が、契約書第 13 条第 2 項または第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合
- ② 工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当な理由がある場合

## 2.16. VE提案(第 19 条の 2)

【契約書第 19 条要旨】

### (工事の施工に係る受注者の提案) 第 19 条の 2

受注者は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、必要があると認められるときは、設計図書を変更し、受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

## 2.17. 前払金等の不払に対する工事中止(第 44 条)

【契約書第 44 条要旨】

### (前払金等の不払に対する工事中止) 第 44 条

受注者は、発注者が契約書第 35 条、第 38 条または第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払を行わないときは、工事の全部または一部を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、また、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし又は発注者が受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### 3. 設計変更の対象となる具体例

#### 3.1. 図面と仕様書が一致しない場合(契約書第18条第1項一)

設計図書(図面と仕様書)の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。(共通仕様書1-4-2)

例)

- ①. 仕様書と図面で材料の名称、寸法、規格等の記載が一致しない。

#### 3.2. 設計図書に誤謬または脱漏がある場合(契約書第18条第1項二)

設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことについて表示されていない場合

例)

- ①. 条件明示する必要があるにも係らず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ②. 設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。
- ③. 設計図書に記載されている材料の規格が間違っている。
- ④. 設計図書に使用材料の規格が記載されていない。
- ⑤. 図面、仕様書に設計条件または施工方法に係る必要事項が記載されていない。
- ⑥. 条件明示する必要があるにも係らず、交通保安要員についての条件明示がない。
- ⑦. 図面に設計寸法の明示がない。

#### 3.3. 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第18条第1項三)

設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の工事の施工に当って判断し得ない場合

例)

- ①. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合。
- ②. 使用する材料の規格(種類、強度等)が不明確な場合。
- ③. 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない。
- ④. 用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がない。
- ⑤. 図面と工事数量総括表の記載事項が一致しない。
- ⑥. 仮橋の参考図は明示されているが、荷重条件や制約条件等の設計条件の明示がない。

#### 3.4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第18条第1項四)

自然的条件とは、一般的には地質、湧水等の状態、地下水の水位などがあり、人為的条件には、地下埋設物、地下工作物、土取場、自工区外盛土場、工事用道路の指定等がある。

例)

- ①. 設計図書に明示された土質(地形)や地下水位が現地条件(現場)と一致しない。
- ②. 設計図書に明示された地盤高が工事現場の地盤高と一致しない。
- ③. 設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しない。
- ④. 設計図書に明示された交通保安要員の人数等が規制図と一致しない。
- ⑤. 第三者機関等による制約が課せられた場合

- ⑥. 設計図書の訂正・変更で現場条件と一致しない場合。

### 3.5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 (契約書第18条第1項五)

上記3.4に示した自然的条件について設計図書に明示しておらず、しかも周辺の状況からして特に予想し得なかつたもので、例えば一部に軟弱地盤が判明したり、転石が発生した場合である。

同様に、人為的条件としては、予期し得なかつた騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見、第三者による妨害等がある。

例)

- ①. (施工中に)埋蔵文化財が発見され、調整が必要となった。
- ②. 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった。

### 3.6. 発注者が変更の必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合(契約書第19条)

現契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたもの。

例)

- ①. 地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う場合。
- ②. 新たに(同時に)施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ③. 道路・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により施工内容の変更、工事の追加を指示する場合。
- ④. 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合。
- ⑤. 使用材料を変更する場合。
- ⑥. 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合。
- ⑦. 隣接工事との調整で、交通保安要員の人数を変更する場合。
- ⑧. 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設(共通仮設費の率計上分以外)を必要と判断し追加する場合。
- ⑨. 適用する設計要領等を変更する場合。

### 3.7. 「設計図書の照査」が照査の範囲を超える場合

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

なお、共通仕様書1-5-2「設計図書の照査」では応力計算を伴う照査まで求めるものではない。

※本ガイドラインV.2.2.2(4)「設計図書の照査の範囲を超えるもの」参照。

### 3.8. 受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合

受注者の都合により材料確認願または施工確認願が提出された場合、設計図書(設計図面・仕様書)に示す工事目的物の形状寸法や材料規格が同等以上と判断されるものについて、しかるべき理由があり、特段支障が無い時は、確認し工事目的物の変更を行うケースがある。

この場合、設計図書と工事目的物は同一のものでなければならないことから、工法変更により設計図面や仕様書を変更するとともに、既契約額を上限とした新単価を設定する。

材料(施工)確認は、受注者の都合に配慮した行為であるが、最終設計変更図は、工事完成図に反映され管理段階の維持修繕業務や改良工事、将来の拡幅工事等に使用される重要なものであり、適切かつ正確に記載しなければならないため、記載漏れ防止のためにも工法変更手続きが必要となる。

なお、コンクリートにおける混和剤基準の一部変更など、将来、管理上影響がないと認められるものは、この限りではない。

### 3.9. 工事の全部又は一部の施工について監督員が一時中止を指示した場合(契約書第 20 条)

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、監督員は「契約書第 20 条」の規定により工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

### 3.10. 賃金または物価の変動により請負代金額が不適当となった場合(契約書第 26 条)

発注者または受注者は、工期内で請負締結の日から 12 カ月を経過した後に賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不適当と認めた場合、相手方に対して請負代金額の変更を請求できる。

### 3.11. 第三者等への災害防止のため受注者判断で緊急やむを得えずその対応をした場合（契約書第 27 条）

受注者は、災害防止のため「臨機の措置」をとった場合、その対応内容を発注者に直ちに通知する。発注者は、受注者が要した費用のうち、必要と認めた部分について負担を行う。

## 4. 設計変更の対象とならない具体例

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。

### (1) 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」または「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

受注者は、契約書第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者(監督員)に提出し、確認を求める。

### (2) 発注者との協議が整う前に施工を実施した場合

契約書第 18 条第 3 項の規定により、発注者は調査の終了日の翌日から 14 日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。

しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

(3) 工事請負契約書・共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書 18 条～25 条、共通仕様書 1-32～35）

発注者及び受注者は、協議・指示、工事の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行う。

(4) 書面によらない場合(口頭のみの指示等)

受注者は、書面による指示があるまで施工を実施しない。ただし、緊急を要する場合その他の理由により発注者(監督員)が口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。

発注者は、口頭により指示等を行った場合には、速やかに指示内容を書面により受注者に通知するものとする。

受注者は、監督員から書面による通知がなされなかった場合において、その口頭による指示等が行われた 7 日以内に書面で、監督員にその指示等の内容の確認を求めることができる。

※ その他設計変更の妥当性に迷った事例について、巻末に「設計変更に関する判断事例」を記載。

## 5. その他の受発注者間の手続きについて

### 5.1.部分使用の手続き

#### 共通仕様書 1-49-2 部分使用検査

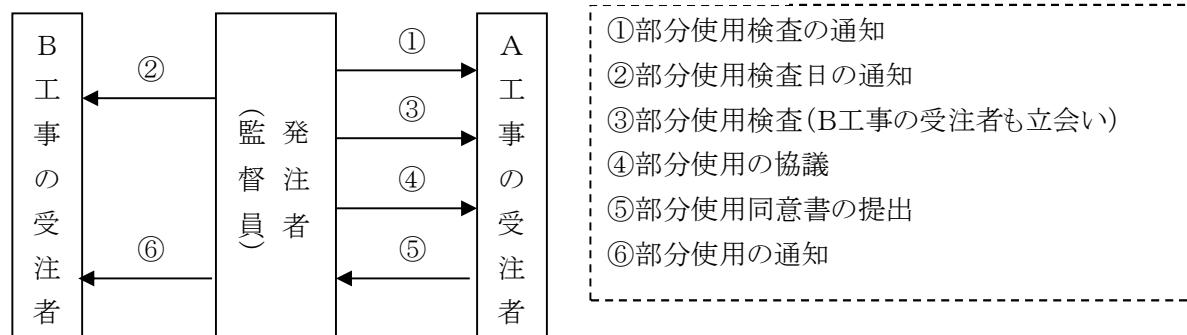
監督員は、前項の規定に基づき部分使用の必要が生じたときには、受注者の立会いの上、当該工事目的物の出来形の検査を行うものとする。この場合において受注者は、当該工事目的物の出来形調書を作成し、監督員に提出するとともに、その他検査に必要な資料、写真等を準備し、また必要な人員、機材等を提供するものとする。なお、監督員は自らの代行として、検査を実施するものを指名することができるものとする。

#### 共通仕様書 1-49-3 部分使用の協議

受注者は、部分使用の協議に同意した場合は、部分使用同意書(様式第 17 号)を監督員に提出するものとする。

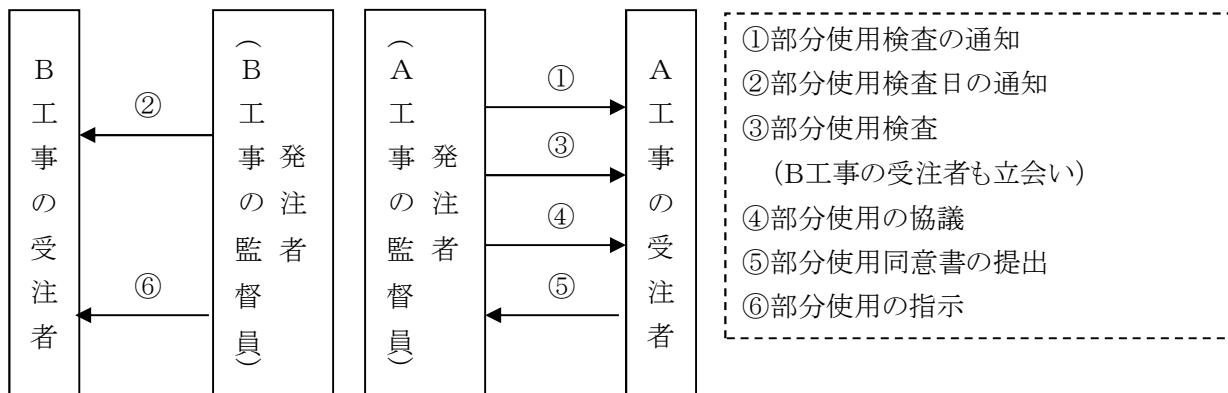
(1)当該工事(以下、「A 工事」という。)の工事目的物を他の工事(以下、「B 工事」という。)が使用する場合で、両工事の監督員が共通の場合。

#### 《部分使用の流れ》



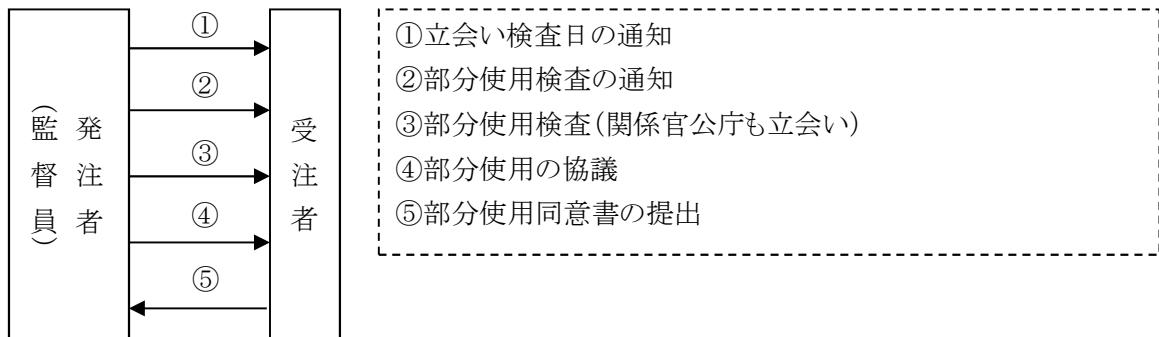
(2) A工事の工事目的物をB工事が使用する場合で、両工事の監督員が異なる場合。

《部分使用の流れ》



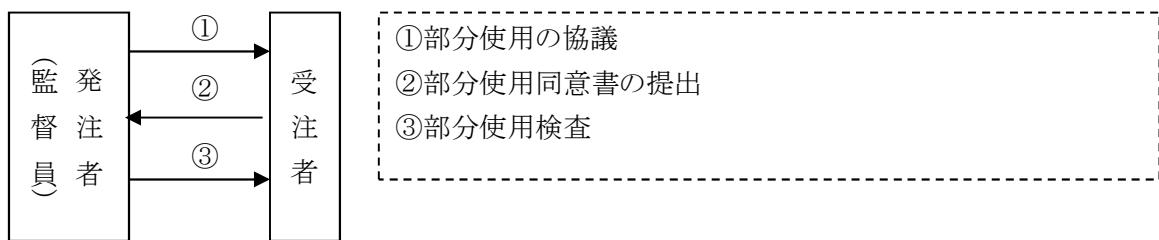
(3)当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物を関係官公庁へ仮移管等を行う場合。

《部分使用の流れ》



(4)供用中の高速道路において当該工事の工事目的物を一般に供用する場合で、供用後の工事目的物の管理を当社が行う場合。

《部分使用の流れ》



## VI. 工期・請負代金額の変更方法

### 1. 工期の変更方法(第 24 条)

【契約書第 24 条要旨】

#### (工期の変更方法) 第 24 条

工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第 23 条にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

#### 1.1. 工期変更協議の手続き

##### 共通仕様書 1-42-3 工期変更協議の手続き

受注者は、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第20条の規定に基づき工事の一時中止を行ったものについて、契約書第24条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更協議書を監督員に提出するものとする。工期変更日数について、監督員からの協議書により同意書を監督員に提出するものとする。

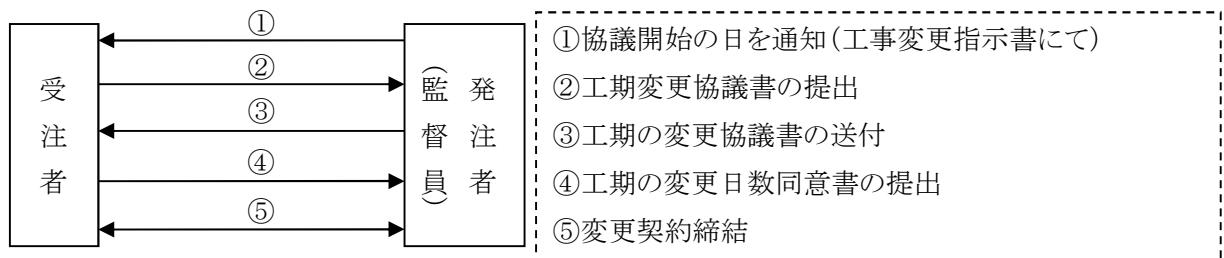
なお、監督員は、事前協議により工期変更協議の対象であると確認された事項及び工事の一時中止を指示した事項であっても、残工期及び残工事量等から工期の変更が必要ないと判断した場合には、工期変更を行わない旨の協議に代えることができる。

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

#### 【補足】

- ※ 事前協議とは、契約書第 18 条第5項及び第 19 条の規定に基づく工事の変更において、当該変更が、工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。
- ※ 監督員は、工事の変更指示を行う場合において、工期変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

#### 《工期変更協議の流れ》



## 2. 請負代金額の変更方法(第 25 条)

【契約書第 25 条要旨】

### (請負代金額の変更方法)第 25 条

請負代金額の変更については、数量に単価表記載の単価を乗じて定める。ただし、施工条件が異なる場合、単価表に記載のない項目が生じた場合、数量の増減が設計図書で定めた基準を超える場合、その他単価表によることが不適当な場合は、数量に別途発注者と受注者が協議して定めた単価を乗じて定めるものとする。なお、協議開始の日の翌日から 28 日以内に単価の協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

### 2.1.新単価協議の手続き

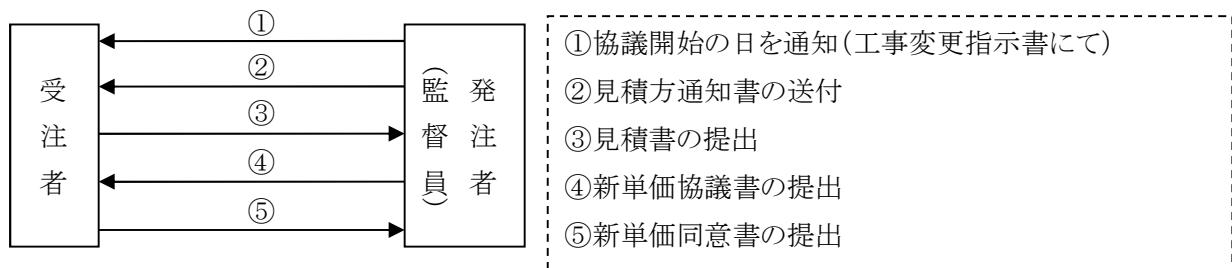
#### 共通仕様書 1-33-1 新単価

新単価とは、契約書第 25 条第1項の規定により、施工条件が異なる場合、単価表に記載がない項目が生じた場合、その他単価表によることが不適当な場合に、監督員と受注者が協議し新たに定めた単価をいう。

#### 共通仕様書 1-33-5 新単価・変更単価の協議 =新単価部分のみ抜粋=

- (1) 新単価の協議は、監督員が、新単価見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従い新単価見積書を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 新単価について、監督員からの協議書により受注者は同意書を監督員に提出するものとする。  
なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め受注者に通知する。

#### 《新単価協議の流れ》



※ 工事変更指示書の新単価協議開始日を記載する際は、受発注者間で確認を行い、合意のうえで協議開始日を設定するものとする。

## (1) 新単価の算出方法

### (A) 新単価の算定に用いる労務単価、材料費及び機械損料について

新単価の算定に用いる労務単価、材料費及び機械損料は、原則として工事の変更を指示した時点における単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めるものとする。ただし、単価の内容によっては、時価を基礎として定めるより、単価表の単価を基礎として定める(当初設計時点における単価により定める)方が適切な場合があり、下記及び図5に基づき単価を算出するものとする。

### (B) 算定に用いる新単価ケース

- (1) 新単価ケース A とは、当該新単価に対して、当該契約全体の単価項目を対象として「目的物に使用する主要材料等の規格寸法が同一」及び「主要施工機械及び仮設資材の規格が同一」から判断して、いずれかが該当する新単価をいう。
- (2) 新単価ケース B とは、当該新単価に対して、当該契約全体の単価項目を対象として「目的物に使用する主要材料等の規格寸法が同一」及び「主要施工機械及び仮設資材の規格が同一」から判断して、いずれも該当する新単価をいう。
- (3) 新単価ケースCとは、当該新単価に対して、当該契約全体の単価項目を対象として「目的物に使用する主要材料等の規格寸法が同一」及び「主要施工機械及び仮設資材の規格が同一」から判断して、いずれも該当しない新単価をいう。
- (4) 新単価ケースDとは、処分先が特定される発生材処理費、高速道路料金等、受注者の意思により費用を決定することができない新単価をいう。

### (C) 新単価の算定方法

新単価は、「図 5 工事請負契約書第25条及び共通仕様書の運用解釈」の流れ図に基づき適用単価の時点を定め、下記によって算出するものとする。

新単価ケース	算出式
新単価ケースA 時価を基礎として定める単価	$P = P_0 \times C$ または $P = P_0 \times C_1$ 「C」と「C1」の取扱いは以下によるものとする。 新単価ケースAにおける「C」の取扱いについて $C \geq C_1$ の場合は、Cの値を採用するものとする $C < C_1$ の場合は、C1の値を採用するものとする。
新単価ケースB 単価表の単価[当初積算時の価格]を基礎として定める	$P = P_a \times P_{b0} / P_b$
新単価ケースC 時価を基礎として定める単価	$P = P_0$ ※落札率を乗じない
新単価ケースD 時価を基礎として定める単価	$P = P_0$ ※落札率を乗じない

P : 新単価の発注者設計単価

$P_0$  : 指示時点の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価

- Pa : 当初積算時点の積算基準、単価ファイル単価、物価資料等及び見積等により定めた発注者設計単価  
 Pb : 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初積算の発注者設計単価  
 Pb<sub>0</sub> : 代替の単価項目を設定する基となる単価項目の当初契約単価  
 C : 共通仕様書 1-33-2 で定める、時価を基礎とする場合の落札率  
     ・ケースAの場合  
       C=当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額／当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額[Cは少数第4位(小数第5位を四捨五入)とする。]Cが1.0を超過する場合は1.0とする  
     ・ケースC及びケースDの場合  
       落札率を乗じない  
 C1 : 「工事における低入札価格調査(要領)」に定める「落札予定者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき」の基準である調査基準価格の直接工事費の算定に用いる値

#### (D) 割掛工事を共有する単価項目の新単価

割掛工事を共有する単価項目を廃止し、この代替として新単価を設定した場合及び設計図書に明記した割掛を変更した場合の新単価は下記により算出するものとする。

- (1) 割掛工事を有する単価項目に代わって新しい単価を設定した場合、廃止した契約単価項目に含まれていたものと同様の割掛費用が必要と認められる新単価は、廃止した単価項目に含まれていた割掛け単価を、そのまま新単価項目の割掛け項目として採用する。
- (2) 新規に追加する単価項目に別途新しい割掛け費用が必要な場合は、その都度割掛け単価を新単価に含めるものとする。
- (3) 割掛け工事が複数の単価項目に共有されていて、この割掛け工事を変更指示した場合は、調整項目を設定するか、新しい単価項目を設定し増減分を精算する。
- (4) 新単価に割掛け費用を含む場合は、その旨を追加の割掛け対象表または特記仕様書により示すものとする。

- \*1「単価表によることが不適当」とは、既契約単価で支払うことが不適当な場合もしくは対象となる単価項目が存在しない場合をいう。
- \*2「任意性がない」とは、受注者の意思により費用を決定することができない場合をいう。
- \*3「代替」とは、当該契約に含まれる工事内容が代替の工種として施工される場合をいう。
- \*4「追加」とは、当該契約に全くなかったものを新規に追加する場合で、主要材料、主要施工機械等がいずれも同一でないものをいう。
- 注)代替及び追加の判断は、当該工種の変更(砂利道工→簡易舗装工 t=15 cm)単独で行うのではなく代替となる新単価項目に対して、当該契約に類似項目(簡易舗装工 t=10 cm)があるかを含め行うものとする。新単価ケースの判断は、流れ図に従い積算上の主要材料、主要施工機械等の同一性により行うものとする。
- \*5「主要材料等」とは、当該単価の材料及び製品費のうち大部分を占める材料及び製品をいう。

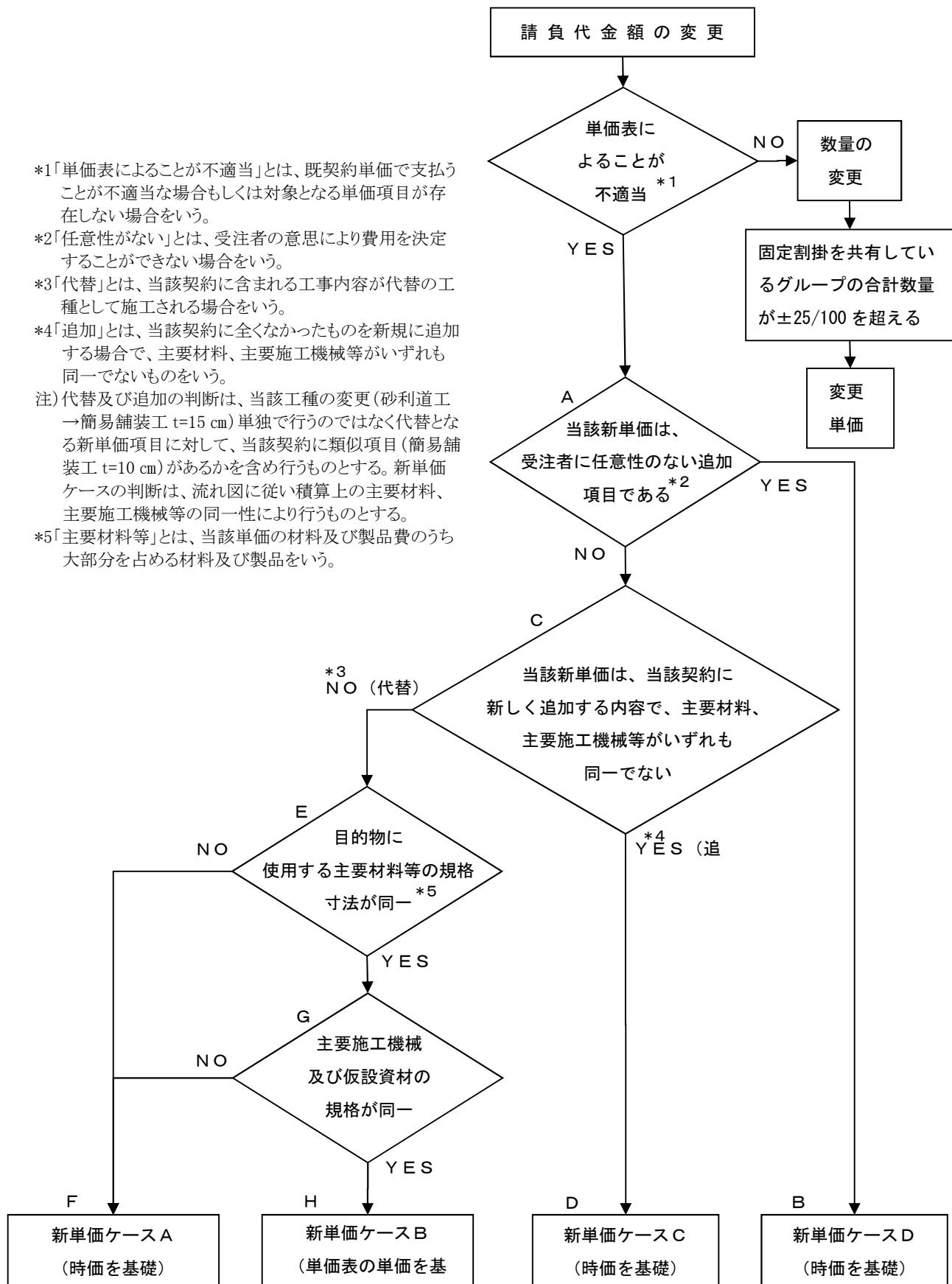


図 5 工事請負契約書第25条及び共通仕様書の運用解釈

図5に基づく新単価ケース判定事例

新 単 価	運 用 解 釈	備 考
(1) 道路掘削のうち軟岩が硬岩に変更	A-C-E-G-F (ケースA)	主要施工機械が異なる
(2) 盛土工Aを追加（土工工事に追加する場合）	A-C-E-F (ケースA)	主要材料が異なる（購入材）
(3) 構造物掘削（特殊部）における自立式締切を切梁式に変更	A-C-E-G-F (ケースA)	主要仮設材が異なる
(4) 用・排水こう PuL·300·300 を PuL·450·450 に変更	A-C-E-F (ケースA)	主要製品が異なる
(5) コンクリートの種別変更 (B1-2→B1-3)	A-C-E-F (ケースA)	主要材料が異なる
(6) トンネル掘削工法（発破→機械）に基づく関連項目の新単価	A-C-E-G-F (ケースA)	主要施工機械が異なる
(7) ロックボルトの長さ変更 (L=6.0m→L=4.0m)	A-C-E-F (ケースA)	主要材料が異なる
(8) 土取場、自工区外盛土場の変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要施工機械が同一
(9) 種吹付Aを種吹付Bに変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料・施工機械が同一
(10) コンクリート吹付工の厚さを変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料・施工機械が同一
(11) のり枠工の中詰土を土砂から玉石に変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料・施工機械が同一
(12) 用・排水こう U·300·300 を U·450·450 に変更（場所打ち）	A-C-E-G-H (ケースB)	主要製品が同一
(13) 用・排水こう PuL·300·300 に基礎材を追加	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料・施工機械が同一
(14) コンクリートの種別変更 (P2-2→P2-4)	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料が同一
(15) 場所打ちぐいの径の変更 (φ1.0→1.2)	A-C-E-G-H (ケースB)	主要施工機械が同一
(16) トンネル掘削工法の変更が伴わない岩質の変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要施工機械が同一
(17) 砂利道工の厚さを変更	A-C-E-G-H (ケースB)	主要材料・施工機械が同一
(18) 種吹付工を追加（当該契約に種吹付工がない場合）	A-C-D (ケースC)	新規追加
(19) 種吹付Aを張芝Bに変更（当該契約に張芝工がない場合）	A-C-D (ケースC)	新規追加
(20) コンクリートブロック枠工を吹付のり枠工に変更（当該契約に吹付のり枠工がない場合）	A-C-D (ケースC)	新規追加
(21) 砂利道工を簡易舗装工に変更（当該契約に簡易舗装工がない場合）	A-C-D (ケースC)	新規追加
(22) 受入場所が特定される汚染土処理費	A-B (ケースD)	任意性なし
(23) 高速道路料金を追加	A-B (ケースD)	任意性なし

※各ケースの判断は、当該契約全体の単価項目を対象として主要材料等及び主要施工機械等の同一性から判断すること。

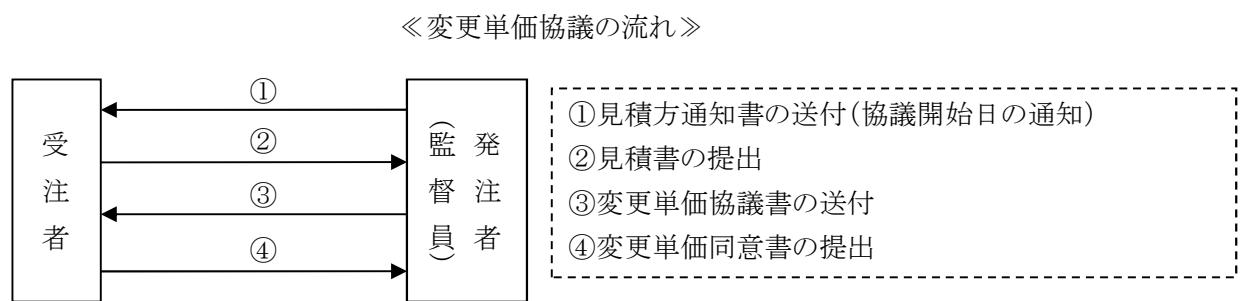
## 2.2. 変更単価協議の手続き

変更単価とは、最終数量において各固定割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量が、契約当初の当該割掛項目の費用を割掛けた単価表の項目の合計数量に対し 100 分の 25 を超えて増減した場合において、当該割掛項目の費用を割掛けた既契約単価について契約書第 25 条第1項の規定に基づき監督員と受注者が協議し変更したものという。

変更単価の協議は、監督員が、変更単価見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従い変更単価見積書を提出し協議するものとする。

変更単価について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。

なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。



### (1) NEXCO 東日本における変更単価の算出方法について(受注者の算出方法を拘束するものではない)

#### (A) 変更単価として取扱う対象

変更単価は、固定割掛を共有しているグループの合計数量が当初契約の単価表の合計数量に対し、100 分の 25 を超えて増減した場合に、当該固定割掛を含むすべての既契約単価を対象とする。

なお、割掛工事を含まない単価及び変動割掛を含む単価については、変更単価として取扱わないものとする。

#### (B) 変更単価の算出

当初契約数量が 25%を超えた増減数量に対する割掛費を、変更後の全数量で除して算出する。

- 1) 数量が 25%を超えて増になった場合。 $(Q_f > 1.25Q_0)$

$$\begin{aligned} P_f &= \left\{ (P_1 - K) + \frac{1.25KQ_0}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \\ &= P_0 - \left\{ \frac{K(Q_f - 1.25Q_0)}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \end{aligned}$$

- 2) 数量が 25%を超えて減になった場合。 $(Q_f < 0.75Q_0)$

$$\begin{aligned} P_f &= \left\{ (P_1 - K) + \frac{0.75KQ_0}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \\ &= P_0 + \left\{ \frac{K(0.75Q_0 - Q_f)}{Q_f} \right\} \times \frac{P_0}{P_1} \end{aligned}$$

Pf	: 発注者の設計変更単価
P <sub>0</sub>	: 既契約単価
P <sub>1</sub>	: 発注者の当初設計単価
Q <sub>f</sub>	: 共有している単価項目の変更後の合計数量
Q <sub>0</sub>	: 共有している単価項目の当初契約の合計数量
K	: 発注者の当初設計単価(P1)のうち固定割掛け単価

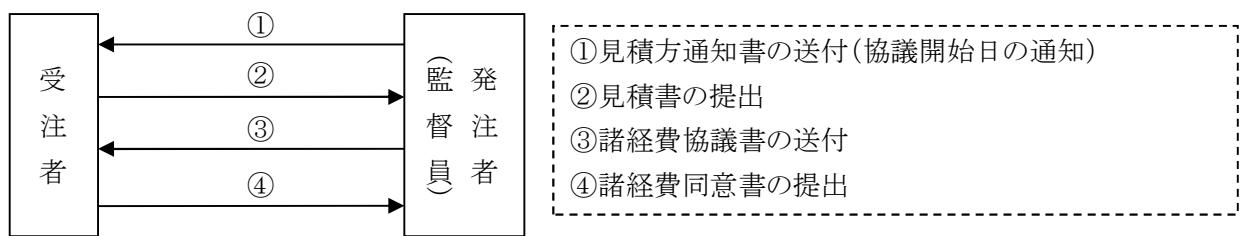
### 2.3.諸経費協議の手続き

契約変更時において諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額に増減が生じた場合は、監督員と受注者が協議して諸経費の変更額を定めるものとする。

諸経費の変更額協議は、監督員が諸経費見積方通知書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従い諸経費見積書を提出し協議するものとする。

諸経費の変更額について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

《諸経費協議の流れ》



#### (1) NEXCO 東日本における諸経費の算出方法について(受注者の算出方法を拘束するものではない)

##### (A) 共通仕様書の適用年月日が平成 25 年 7 月 1 日以降の工事の取扱い

(1) 契約変更時における諸経費額の変更は、次式により算出するものとする。

$$A' = B' \times C'$$

A' : 契約変更時の諸経費の変更額

B' : 契約変更時の諸経費対象額

C' : 契約変更時の諸経费率

$$B' = D_1 + D_2$$

D<sub>1</sub>: 初期契約時の単価表の項目の単価の契約変更時の数量による合計金額

D<sub>2</sub>: 新単価の契約変更時の数量による合計金額

注1) 工事に含める設計、調査などは、特例として諸経費を含めて単価を設定する。これらの単価については、他の単価の増減にかかわらず単価の変更は行わない。

(2) 契約変更時の諸経費率は、下記により算出するものとする。

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+\gamma)} \times (1+\gamma') - 1$$

C : 初契約での諸経費率

$\gamma$  : 初積算の諸経費率

$\gamma = \text{初積算の諸経費額 (A}_0) / \text{初積算の諸経費対象額 (B}_0)$

$\gamma'$  : 契約変更時の発注者積算基準による諸経費率

$\gamma' = \text{契約変更時の発注者積算基準による諸経費額 (A'}_0)$

／契約変更時の発注者積算の諸経費対象額 ( $B'}_0)$

※1)  $A'}_0$  は  $B'}_0$  を基に「発注時の」発注者積算基準により算出した諸経費額

※2)  $B'}_0$  の算出は下記による

$$B'}_0 = A_2' + A_2''$$

$A_2'$  : 契約変更時の諸経費の対象とする単価表の単価のうち、当初契約単価分の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A_2' = D1 \times \text{初積算の諸経費対象額 (B}_0) / \text{初契約の諸経費対象額 (B)}$$

$A_2''$  : 契約変更時の諸経費の対象とする単価表の単価のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A_2'' = \sum (\text{新単価の契約金額} \times 1 / \text{新単価協議率} \times 1 / \text{落札率})$$

新単価協議率 = 新単価の契約単価 / 新単価の発注者設計単価

落札率 =

(新単価ケースAの場合)

当初契約書の諸経費対象額 / 初積算時の諸経費対象額

※新単価協議開始日が平成 27 年 1 月 15 日以降で落札率 < C1 の場合は C1

とする。(本章 2.1(1)(C) 参照)

(新単価ケースBの場合)

代替の単価項目の設定する基となる単価項目の当初契約単価 / 代替の

単価項目を設定する基となる単価項目の当初積算の発注者設計単価

(新単価ケースC及びケースDの場合)

乗じない

## (B) 共通仕様書の適用年月日が平成 25 年 6 月 30 日以前の工事の取扱い

(1) 最終契約変更(最終設計変更)以外の設計変更における諸経費額の変更は、次式により算出するものとする。ただし、一部しゅん功による設計変更の諸経費の変更は、下記(2)により算出するものとする。なお、この場合において「最終設計変更時の諸経費対象額」とあるのは「最終設計変更時の予定諸経費対象額」、「最終設計変更時の諸経费率」とあるのは「最終設計変更時の予定諸経费率」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$A_n = B_n \times C$$

- A<sub>n</sub>** : 第n回設計変更の諸経費の額  
**B** : 当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額  
**B<sub>n</sub>** : 第n回設計変更時の諸経費対象額(Σ[変更数量×契約単価])  
 (諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額を以下「諸経費対象額」という。)  
**C** : 当初契約での諸経費率

$$C = \frac{\text{当初契約書の諸経費額(A)}}{\text{当初契約書の諸経費対象額(B)}}$$

(2) 最終契約変更時(最終設計変更)の諸経費は、次式により算出するものとする。

$$A' = B' \times C'$$

- A'** : 最終設計変更時の諸経費の変更額  
**B'** : 最終設計変更時の諸経費対象額  
**C'** : 最終設計変更時の諸経費率

$$B' = D1 + D2$$

D1: 初契約時の単価表の項目の単価の最終設計変更時の数量による合計金額  
 D2: 新単価の最終設計変更時の数量による合計金額

- 注 1) 鋼上部工工事のように、工場製作と現場工事など諸経費の体系や率が大きく異なる場合は、別々に諸経費を設定することとしているが、この場合の適用は、両方の諸経費対象額の合計(工場製作+現場工事費)で判断する。  
 注 2) 工事に含める設計、調査などは、特例として諸経費を含めて単価を設定する。これらの単価については、他の単価の増減にかかわらず単価の変更は行わない。

(3) 最終設計変更時の諸経費率は、下記により算出するものとする。

$$C' = \frac{(1+C)}{(1+\gamma)} \times (1+\gamma') - 1$$

- C** : 当初契約での諸経費率  
 **$\gamma$**  : 当初積算の諸経費率  
 $\gamma = \text{当初積算の諸経費額}(A_0) / \text{当初積算の諸経費対象額}(B_0)$   
 **$\gamma'$**  : 最終設計変更時の発注者積算基準による諸経費率  
 $\gamma' = \text{最終設計変更時の発注者積算基準による諸経費額}(A'_0) / \text{最終設計変更時の発注者積算の諸経費対象額}(B'_0)$   
 ※1)  $A'_0$ は  $B'_0$ を基に「発注時の」発注者積算基準により算出した諸経費額

※2)  $B'_0$  の算出は下記による

$$B'_0 = A_2' + A_2''$$

$A_2'$  : 最終設計変更時の諸経費の対象とする単価表の単価のうち、当初契約単価分の当初積算時点に相応する諸経費対象額

$$A_2' = D_1 \times \text{当初積算の諸経費対象額}(B_0)$$

／当初契約の諸経費対象額(B)

$A_2''$  : 最終設計変更時の諸経費の対象とする単価表の単価のうち、新単価分の新単価積算時点に相応する諸経費対象額

$$A_2'' = \Sigma (\text{新単価の最終契約金額} \times 1 / \text{新単価協議率})$$

新単価協議率 = 新単価の契約単価 / 新単価の発注者設計単価

## 2.4.スライド額の協議

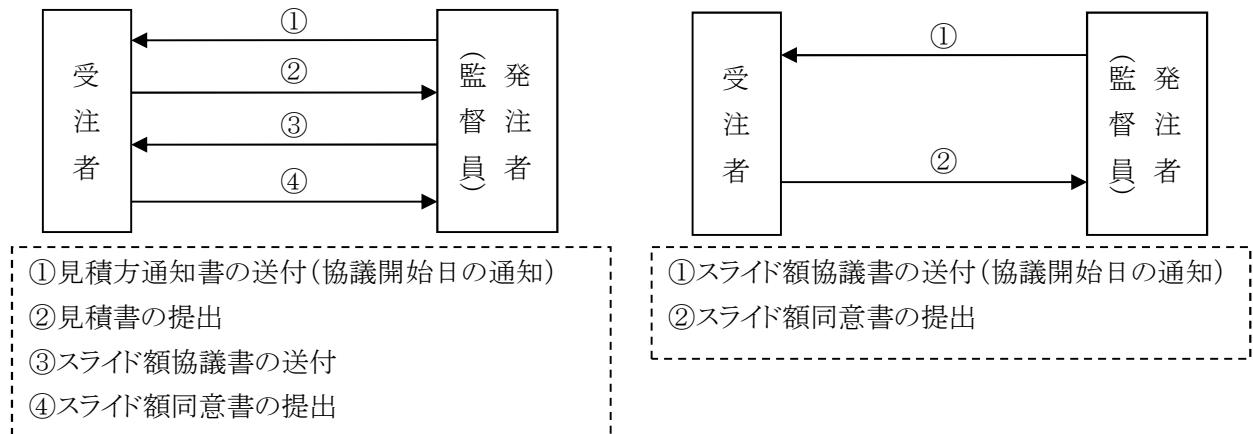
スライド額とは、当該工事場所における建設労働者の賃金水準、建設資材の価格、建設機械等の維持修理費、管理費、賃貸料及び運送料等に関する価格水準の変動額をいう。

スライド額の協議は、受注者からの請求または発注者及び受注者双方からの請求の場合においては、監督員がスライド額見積書により、受注者に対して見積書を提出するよう通知するものとし、受注者はその通知に従いスライド額協議書を出し協議するものとする。また、発注者からの請求の場合においては、発注者が算定したスライド請求額を記したスライド額協議書をもって受注者と協議するものとする。

スライド額について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め、受注者に通知するものとする。

### 《スライド額協議の流れ》

①受注者から請求又は受注者及び発注者双方より請求があった場合 ②発注者から請求を行った場合



(1) NEXCO 東日本における全体スライド額の算出方法について(受注者の算出方法を拘束するものではない)

### (A) スライド条項の適用

契約書第 26 条「賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更」の第1項から第4項までの規定(以下「スライド条項」という。)及び、共通仕様書 1-37「スライド条項の適用基準」による請負代金額の変更額の算出は、次のとおりとする。

## (B) 発注者設計スライド額の算出

受注者と協議するための発注者設計スライド額は、次の式によるものとし、数量が確定したとき(最終設計変更のとき)に行う。発注者設計スライド額は新単価扱いとするため、諸経費は他の契約項目と合わせて算出するものとする。

$$S = \sum S_n$$

(1)受注者より請求の場合  $S_n = (P_n - Q_n) - (Q_n \times 0.015)$  ただし、 $S_n \leq 0$  のとき  $S_n = 0$

(2)発注者より請求の場合  $S_n = (P_n - Q_n) + (Q_n \times 0.015)$  ただし、 $S_n \geq 0$  のとき  $S_n = 0$   
ここで、

$S$ :スライド額の総額

$S_n$ :第n回目のスライド額

$P_n$ : $P_n = \sum (N_n \times U_n)$ ,  $P_{n-1} = \sum (N_n \times U_{n-1})$ ,  $P_0 = \sum (N_n \times U_0)$

$Q_n$ :第n回目のスライドが、

1)受注者より請求されていた場合  $Q_n = P_{n-1} - Q_{n-1} \times 0.015$

2)発注者より請求されていた場合  $Q_n = P_{n-1} + Q_{n-1} \times 0.015$

$$Q_0 = 0$$

$S_{n-1} = 0$  の場合、 $n-1 = n-2$  とし、 $S_{n-2} = 0$ 、 $S_{n-3} = 0$ 、…の場合についても同様とする。

$N_n$ :第n回目のスライド基準日以降の残工事数量

$U_n$ :第n回目のスライド基準日における賃金または物価を基礎として算出した修正単価

$U_0$ :契約単価

### 修正単価

(1) 修正単価( $U_n$ )は、次式により算出するものとする。

$$U_n = U_0 \times (r_n / r_0) \text{ (円未満切り捨て)}$$

$U_0$ :契約単価

$r_0$ :当初の発注者の積算単価

$r_n$ :第n回目の基準日における賃金または物価(機械器具損料含む)を基礎として修正した発注者積算単価(当初の労務費、材料費及び機械器具損料を修正して算出する。)

(2) 修正単価を算出する場合の積算基準は、当初積算時の「土木工事積算基準」によるものとする。

(3) 基準日の労務賃金、材料価格及び機械器具損料は、基準日時点を使用している「土木工事積算基準」による。

(4) 「土木工事積算基準」で労務費、材料費及び機械器具損料に区分していないものについての基準日における修正単価の算出内訳単価は、基準日時点を使用している「土木工事積算基準」に記載されているものを採用するものとする。

(5) 準備工事費、安全費、仮設工事費、雑工事費及び試験費で、単価表に示されていない工事目的物以外の工事に要する費用(割掛工事費)のうち次に掲げるもの以外については修正の対象とせず、修正単価の算出に当たり割掛価格は、当初の発注者の設計のものをそのまま使用して算出するものとする。なお、固定割掛費用に当たる工事等を、基準

日において着手していないと確認できる場合は、この限りでない。

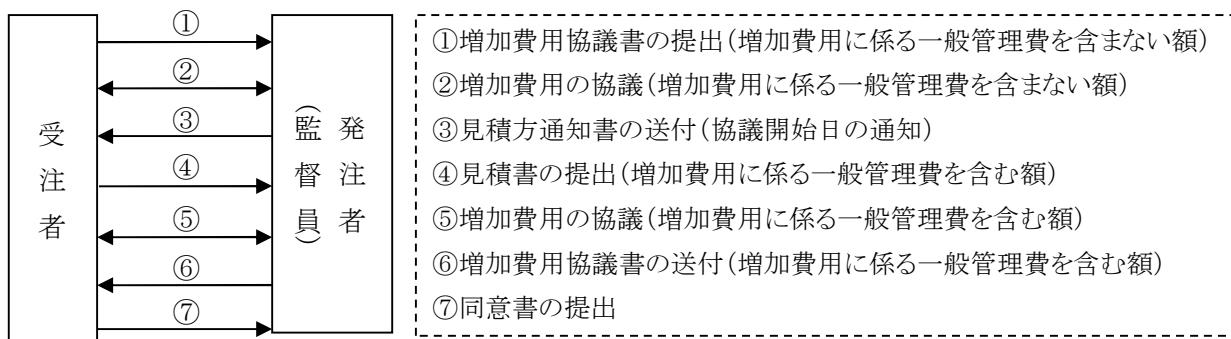
種 別	割 掛 項 目 名 称
共通仮設費	・建設廃棄物処理費
仮設備工事費	・主桁製作用型わく費 　・PC工事用仮設電力設備費 ・工事用電力費
雑工事費	・のり面仕上げ費 　・火薬取扱い費 　・コンクリート寒中養生費 ・目地材費 　・橋面養生費 　・小口型わく費 　・コンクリート打継目チッピング費 ・インバート妻型わく費
その他上記に準ずるもの	

## 2.5.一時中止に伴う増加費用の協議

共通仕様書 1-35-3 工事の一時中止に伴う増加費用の協議

- (1) 受注者は、工事の一時中止に伴い増加費用が生じた場合は、請求額を記した増加費用の請求書を監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 増加費用の額について、監督員からの協議書により受注者は同意書を提出するものとする。なお、協議開始の日から 28 日以内に協議が整わない場合は、監督員が定め受注者に通知する。

『一時中止に伴う増加費用協議の流れ』

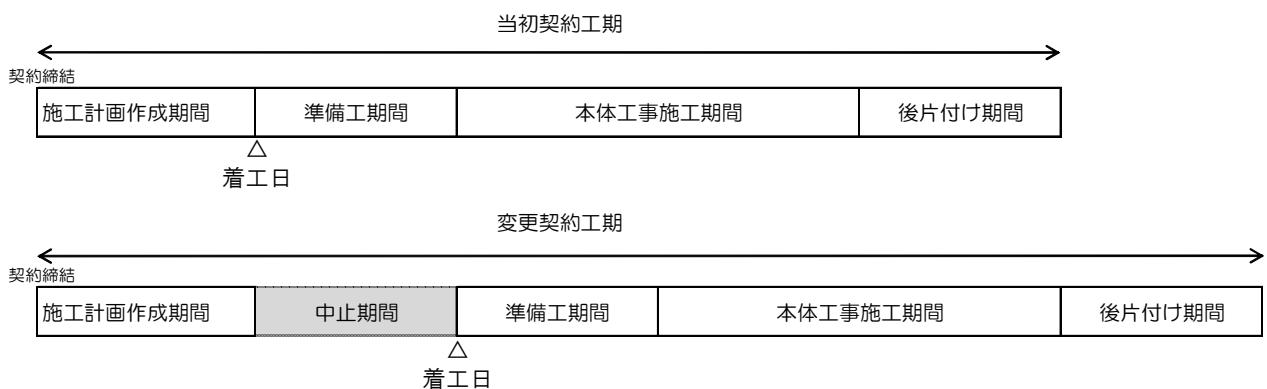


- (1) NEXCO 東日本における一時中止に伴う増加費用の算出方法について(受注者の算出方法を拘束するものではない)

### (A) 工事着手前に中止した場合

工事着手前とは、契約締結後で現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で、測量等の準備工に着手する前の状態をいう。

発注者は、工事着手前において工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

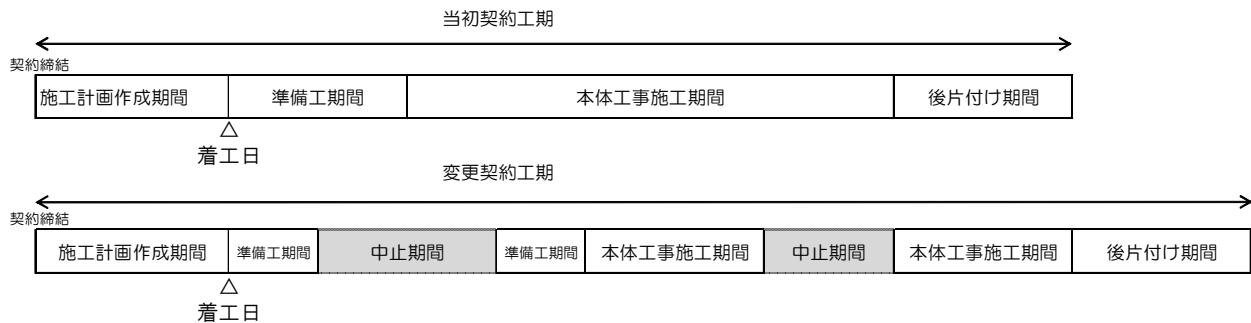


- ※ 着工日とは、受注者が工事の施工のため現地に事務所等の建設または測量等を開始した日をいい、詳細設計を含む工事にあっては、その設計を開始した日をいう。
- ※ 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合は、協議の対象とする。

## (B) 工事着手後に中止した場合

工事着手後とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の準備工に着手した以降の状態をいう。

発注者は、工事着手後において工事の施工が不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



## (2) 増加費用の負担範囲

増加費用等の適用は、監督員が一時中止(一部一時中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小または再開に要する費用とする。

### (A) 工事現場の維持に要する費用

中止期間中において工事現場を維持し、または工事の続行に備えて建設機械器具、労働者または受注者の現場社員を保持する等のために必要とされる費用。

### (B) 工事体制の縮小または再開に要する費用

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制まで体制を縮小するため、不要となつた建設機械器具、労働者または受注者の現場社員の配置転換等に要する費用。

工事の一時中止解除指示後(若しくは工事一時中止満了時点で)工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される建設機械器具、労働者または受注者の現場社員の転入に要する費用等。

## (3) 増加費用を算定する上での留意点

### (A) 対象費目

受発注者間での協議の対象となる増加費用の費目と内容は、表3に示すとおりとする。

### (B) 協議を行う上での留意点

受注者が提出した基本計画書に従って一時中止を実施した結果、必要となつた増加費用の見積額(明細書<sup>〔注1〕</sup>を添付したもの)に基づき、費用の必要性・数量等を協議するものとする。

〔注1〕:明細書とは、支払伝票・給与基準書・実施写真・図面等の見積額の根拠をいう。

発注者の負担額の算定にあたっては、受注者が増加費用として実績を基に提出した見積額を審査した結果、妥当性が認められるもののみが対象となる。従って、基本計画書に記載された内容のすべてが、計上対象となるわけではない。

増加費用は、工事の一時中止に伴う増加費用であり、工期延期に伴う増加費用ではない。

#### (C) 増加費用の積算上の考え方

増加費用は、間接工事費の対象とはせず一般管理費等の対象とし、「工事一時中止に伴う増加費用 1式」として、一般管理費等を含めて計上するものとする。一般管理費等の算定は、増加費用分を含む工事全体の最終諸経费率(一般管理費等分に相当する率)とする。

工事一時中止に伴う増加額の算定においては落札率を考慮しない。

#### (D) 増加費用の対象期間の考え方

営繕費及び現場管理費は、工期延長日数を対象としその日数を上限とする。

営繕費及び現場管理費以外は、工事一時中止日数を対象としその日数を上限とする。

### (4) 増加費用の費目と内容

増加費用の協議の対象となる費目及びその内容は次のとおりである。なお、協議の中心となるのは、「イ. 営繕費」及び「チ. 従業員給料手当」である。

協議の対象となるのは、次表のうち基本計画書に記載された内容、あるいは、監督員が特に指示したものである。

#### 1. 共通仮設費

表3

イ. 営繕費	<p>中止期間中に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 営繕施設の借上費、損料額、補修費、光熱水電力費、及び借地料 ただし、中止以前に現場に設置済みの営繕施設に限る</li><li>・ 労働者輸送に要する費用 労働者を他工事現場に転用するため、または他工事現場へ一括通勤させるために余分に要する輸送費(車両借上費・燃料代・電車賃等)</li></ul>
ロ. 機械経費・運搬費 (遊休機械補償費)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要機械器具、現場プラント等の供用日当り機械器具損料。</li><li>・ 他の機械器具については、基地への搬出及び現場への再搬入に要する費用。 ただし、現場に存置する方が合理的(安全かつ経済的)な場合は、その存置費用</li><li>・ 工事現場を維持するために必要な機械等の中止期間中の運転費用</li><li>・ 工事が一時中止されたことにより発生する大型機械類、材料、仮設物等の現場内運搬</li><li>・ 中止時点において現場設置済で、中止期間中に施設・機械を稼働(維持)させるために必要な光熱水電力費等に要する基本料及び使用料 なお、上記各項目については、これらに必要な組立費・解体費も含む。</li></ul>
ハ. 準備費	<p>原則、計上しない</p> <p>ただし、当初の通常積算から明らかに超越する場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 現場常駐の従業員、労働者による通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備・測量等で監督員の指示、または受発注者協議で認めたものに係る準備費用</li></ul>
二. 事業損失防止 施設費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中止期間中にも継続して必要な事業損失防止のための費用</li></ul>

ホ. 安全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中に工事現場の警備、巡回、点検等現場内の保安に要する費用</li> <li>安全設備の中止期間に係る損料額及び補修費 ただし、中止以前に現場に設置済みの安全設備に限る。</li> </ul>
ヘ. 役務費 (借地補償費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中に必要と認められる付替道水路のための借地料</li> <li>プラント敷地、材料置場等の敷地の借地料(期間要素を設定して計上するものに限る)</li> <li>発注者が直接支払い対象としていない物件等の補償費 上記イで示す營繕費の対象外の借地料</li> </ul>
ト. 技術管理費	<p>原則、計上しない ただし、現場搬入済みの調査試験用機器、技術者等で以下の両条件に該当する場合に限り、仮設費に準じて計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中に調査等を実施する必要がある場合</li> <li>当初積算において期間要素を設定して計上している場合</li> </ul>

## 2. 現場管理費

チ. 従業員給料手当	<p>中止期間中の工事現場の維持のために要する元請社員等従業員給料手当に要する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約上現場に常駐することが必要な元請会社の従業員に支給する給料手当の費用</li> <li>中止時点に現場に常駐していた従業員に対して、工事現場を中止体制に縮小するまでの間に支給する給料手当の費用</li> <li>工事現場を中止体制から再開する体制に移行するまでの間に、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 なお、工事工程上等の理由で現場に常駐する必要がないものについては、この限りではない。</li> </ul>
リ. 労務管理費 (労働者休業補償費等)	<p>労務者は他への転用が可能なため、原則、計上しない ただし、他への転用ができない妥当な理由がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専従的労働者の解雇・休業手当</li> </ul>
ヌ. 福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> <li>中止期間中に要する現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費 ただし、このうち中止期間の費用として明確に証明することができるものに限る。</li> </ul>

## 3. 材料費

<p>工事を中止したために発生する以下の項目の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>材料の保管費 現場搬入済みの材料を、監督員が倉庫等へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料</li> <li>材料費の損料 材料等の中止期間に係る損料額及び補償費</li> </ul>
---

#### 4. 労務費

原則、計上しない

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において、中止期間中に必要な作業員を確保しておく特別な事情がある場合に限り、以下の項目の費用について計上することができる。

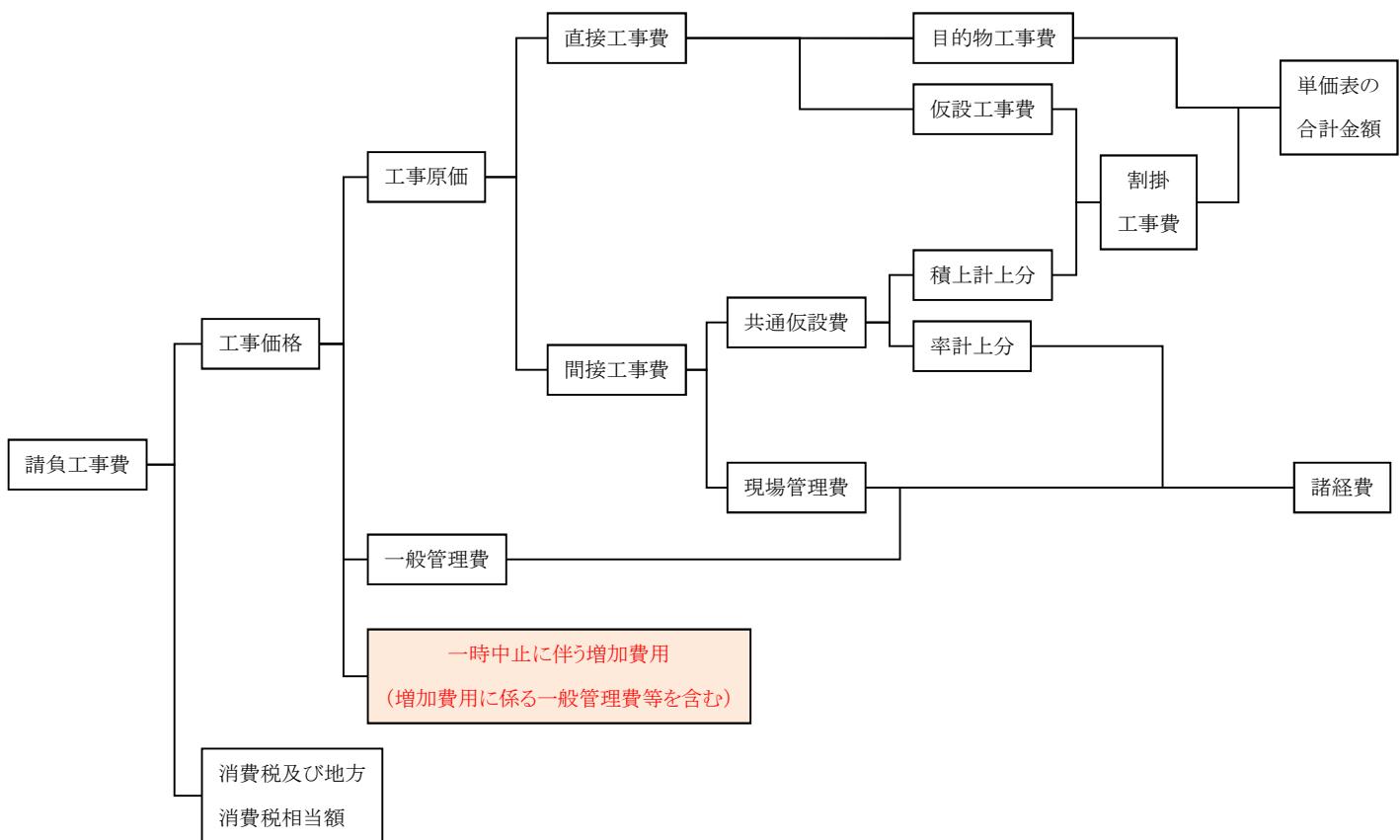
- ・受発注者協議により工事現場に特殊技能労働者を常駐させた場合のその費用
- ・特殊技能労働者が工事現場の保安等のため職種外の普通作業に従事した場合の本来職種と従来職種との単価差額に相当する費用

#### 5. 仮設物等損料

工事を中止したために発生する以下の項目の費用

- ・中止期間中に工事現場を維持するために存置することが必要な主要仮設物損料  
⇒支保工等

#### (5) 請負工事費の構成(増加費用を考慮した場合)



### 3. その他

#### 3.1.仮設・任意の取扱いについて

仮設・施工方法の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり適切に扱う必要がある。

【契約書第1条要旨】

##### (総則)第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及び設計図書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

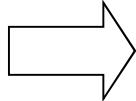
任意の施工方法等については、その一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

任意の施工方法等については、その施工方法等に変更があつても原則として設計変更の対象とならない。

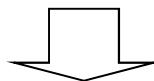
※ 「任意」であつても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

※ 仮設(任意仮設含む)において、条件明示の有無に係らず当初発注時点で予期し得なかつた土質条件や地下水位等が現地で確認された場合は、設計変更の対象となる。

施工方法等には、「指定」と「任意」があり、工事発注においては、「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。



「任意」については、受注者が自らの責任で行うものであり、施工方法等の選択は受注者に委ねられている。  
※原則設計変更の対象としない



発注者(監督員)は、「任意」の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要

※任意における下記のような対応は不適切

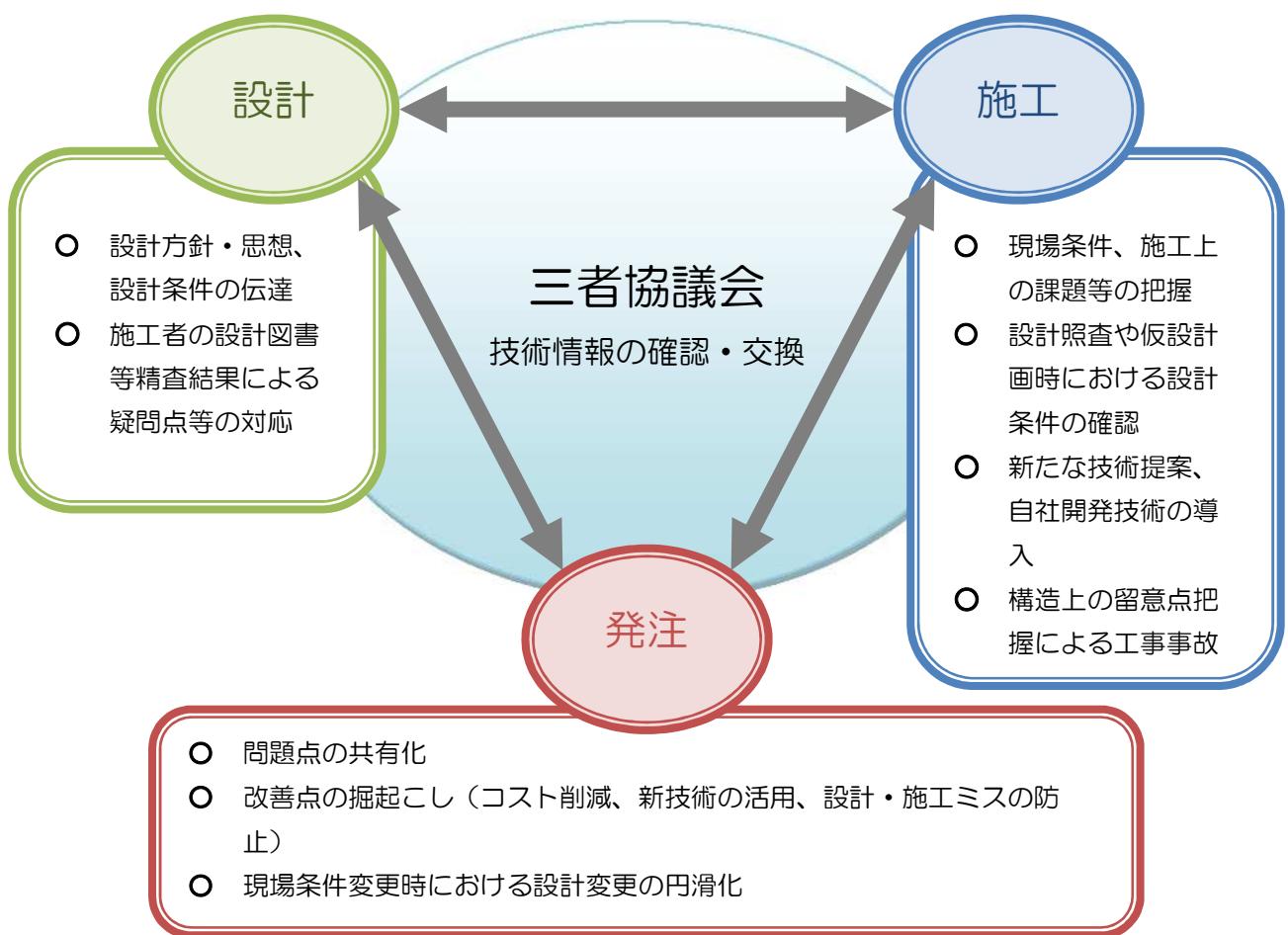
- ・監督員が、〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・監督員が、標準積算はバックホウでの施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・受注者が、指定されていない仮設・施工方法等について変更要求すること。(構造物掘削線の変更など)

## VII. 受発注者間のコミュニケーションについて

### 1. 設計施工協同連絡会議(三者協議会)

#### 1.1.三者協議会の目的

設計施工協同連絡会議(三者協議会)とは、工事の品質確保を推進するために、工事の「施工者」、当該工事の設計を実施した「設計者」及び「発注者」が一堂に会して、予め工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計変更を行う場合に適切な方針を得るために、協同して技術情報の確認及び交換を行い、併せて一層の技術力向上に資することを目的とするものである。



#### 1.2.三者協議会を実施する工事

三者協議会を実施する工事は、原則すべての工事を対象とする。ただし、詳細設計を含む工事、設計を伴わない工事、設計条件が変更になっても工事目的物の品質に影響を与えない工事など、施工者、設計者、発注者間で設計理念や思想等の確認の共有が不要な工事は除くものとする。

#### 1.3.三者協議会の開催時期

三者協議会は原則として工事着手前に実施するものとする。また、施工途中においても、受発注者いずれかの発議により必要の都度実施することができる。

#### **1.4.三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用の負担**

- ① 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、発注者が負担するものとする。
- ② 発注者は、三者協議会への設計者の出席依頼を行う場合において、併せて設計者の出席に要する費用について見積書の提出を併せて依頼するものとする。
- ③ 発注者は、前項により提出される設計者の出席に要する費用についての見積りの内訳を確認し、三者協議会開催毎に設計者からの支払い請求により、設計者の出席に要する費用を支払うものとする。
- ④ 設計者の出席に要する費用の支払いは、設計者からの請求から30日以内に行うものとする。

#### **1.5.三者協議会の内容**

- ① 三者協議会の構成は、発注者、施工者及び設計者の三者で構成する。
- ② 三者協議会の開催に関わる調整及び事務は、発注者が行う。
- ③ 予期し得ぬ現地状況の変更に伴い、原設計を変更する必要性を検討する場合において、設計者がその変更に関する技術的所見を求められた場合は、設計者は知りうる条件の範囲に限って、その所見について責任を負う。ただし、所見に基づく原設計の変更の実施判断は発注者が行うこと。
- ④ 三者協議会の開催に伴い、原設計の瑕疵が明らかになった場合は、原設計の請負契約条項により対処する。
- ⑤ 設計を再考する必要等、新たな対応を要することが生じた場合は、別途、発注者、施工者及び設計者の三者で協議して対処する。  
原設計の変更が必要な場合には、発注者が設計者に変更(修正)設計業務を申し込む場合がある。その際には別途、発注者と設計者が契約を締結する。

## **2. ワンデーレスポンス**

「ワンデーレスpons(One-day-response)」とは、受発注者間における質問、協議への回答について基本的に「その日のうち」に回答することにより、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を行い、現場の手待ち時間等を解消するための取り組みであり、工事の打合せ簿、変更指示等に関する取扱いや、要領等を変更するものではない。なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受発注者間で協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にするものとする。

## 設計図書の照査項目一覧表

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的な事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じて必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

なお、照査項目等を追加する場合は、受注者の過度な負担となることのないように留意するものとする。

受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

## 設計図書照査項目一覧表(1/4)

No.	項目	主な内容
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 他の工事の開始または完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始または完了の時期等が明示されているか（隣接工事、関連工事）
		1-2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか（夜間工事、集中工事、交通規制工事）
		1-3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか（保安林解除協議、迂回路協議）
		1-4 関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか（河川協議、道路占用協議）
		1-5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか（上部工工事、舗装工事、施設工事）
		1-6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか（光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管）
		1-7 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか（用地買収、物件の移設、文化財調査）
		1-8 受注者に、桁製作等の仮設ヤードとして所有地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等が明示されているか（本線ヤード提供）
		1-9 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（土運搬、トンネル掘削、杭打ち）
		1-10 潜水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、処理施設や処理条件等が明示されているか（汚濁水処理工、仮設沈殿池）
		1-12 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲が明示されているか（家屋事前調査、水脈調査）
		1-13 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間が明示されているか（交通保安員配置、標識設置）
		1-14 鉄道、電気、ガス、電話、水道等の施設と近接工事で施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（鉄道、高压鉄塔）
		1-15 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要である場合は、その内容が明示されているか（土砂等崩落防止柵、土砂防止柵）
		1-16 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置を指定する場合または発破作業等に制限がある場合は、その内容が明示されているか（硬岩発破、転石処理）
		1-17 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容が明示されているか
	(5) 工事用道路	1-18 一般道を搬入路として使用する場合 ①工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等が明示されているか（土運搬、桁運搬） ②搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容が明示されているか
		1-19 仮道路を設置する場合 ①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間が明示されているか ②仮道路の工事終了後の処置（存置または撤去）が明示されているか ③仮道路の維持及び補修が必要である場合は、その内容が明示されているか（迂回路）

## 設計図書照査項目一覧表(2/4)

No.	項目	主な内容	
1	(5)工事用道路	1-20	工事のため、一般道路を占用する場合は、その期間及び範囲が明示されているか (桁架設、取付道路)
		1-21	工事用道路を共同使用する場合の維持、終了後の処置の取扱が明示されているか
	(6)仮設備関係	1-22	仮土留、仮橋、足場等の仮設物を、他の工事に引渡す場合及び引継いで使用する場合は、その内容、期間及び維持、終了後の処置の取扱が明示されているか (仮橋、構台)
		1-23	仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法が明示されているか(濁水処理工)
		1-24	仮設備の設計条件を明示する場合は、その内容が明示されているか(仮土留、仮橋)
	(7)建設副産物関係	1-25	建設発生土が発生する場合は、残土の受入れ場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件が明示されているか
		1-26	建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容が明示されているか
		1-27	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設または最終処分場を指定する場合は、その受入れ場所、距離、時間等の条件が明示されているか(コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、基礎くい残土)
	(8)工事支障物件	1-28	地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等が明示されているか (電柱、ガス管、上下水道)
		1-29	地上、地下等に占用物件工事と重複して施工する場合は、その内容が明示されているか(光通信ケーブル)
	(9)薬液注入関係	1-30	薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種別、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等が明示されているか
		1-31	周辺環境への調査が必要な場合は、その内容が明示されているか
(10)その他	1-32	土取場、土捨場を指定する場合は、その場所、有償または無償の区分、仮設物または付帯工について施工条件がある場合は、その内容が明示されているか	
	1-33	工事用材料について、産地指定の必要性がある場合は、その産地。また、規格を指定する必要がある場合は、その規格が明示されているか(舗装用骨材)	
	1-34	工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等が明示されているか(舗装改良工事用機械)	
	1-35	工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等が明示されているか(交通事故復旧工、防護柵改良工)	
	1-36	支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所、引渡時期等が明示されているか(標識車、交通規制器具、凍結防止剤)	
	1-37	工事用電力等を指定する場合は、その内容が明示されているか (トンネル工事用電力、深礎工事用電力)	
	1-38	架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件が明示されているか	
	1-39	新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容が明示されているか	
	1-40	部分しゅん功、部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期が明示されているか	
	1-41	給水施設を設置する必要がある場合は、取水箇所・方法等が明示されているか	

## 設計図書照査項目一覧表(3/4)

No.	項目	主な内容	
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1	地質調査報告書はあるかの確認 ・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-2	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)
		2-3	測量成果報告書(平面、横断、縦断)はあるかの確認
		2-4	共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-5	設計計算書等はあるかの確認
		2-6	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-7	地盤沈下、振動、地下水等による影響が第三者に及ぼないか、関連資料はあるかの確認
		2-8	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか
		2-9	設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか(共通仕様書1-21-3)
		3-2	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い影響を及ぼす施設の有無について確認したか(共通仕様書1-26-1)
		3-3	仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか(共通仕様書1-11、1-25)
		3-4	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査し、設計図書と現地の相違点を確認したか(共通仕様書14-4)
		3-5	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか(共通仕様書1-25-1)
		3-6	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況をしたか
		3-7	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか(共通仕様書1-20)

## 設計図書照査項目一覧表(4/4)

No.	項目	主な内容
4	設計図	4-1 桁の製作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認したか
		4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認 (法線、築堤護岸、付属構造物等)
		4-5 構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認
		4-6 構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認
		4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)
		4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取合い 等
		4-10 構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認 (架設条件が設計図に反映されているか)※橋梁上部工のみ対象
5	設計計算書	5-1 使用されている設計基準等は適切かの確認 ※橋梁上部工事のみ対象
		5-2 設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等)※橋梁上部工事のみ対象
		5-3 構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等)※橋梁上部工事のみ対象

## 設計変更に関する判断事例

次に示す事例は、設計変更の妥当性に迷った事例を収集し、その変更に際しての考え方について整理したものである。

ただし、各工事の内容と条件については、事例に示されるものと相違するため、内容が類似しているからといって変更してよいということでなく、条件変更に合致していることを確認のうえ、設計変更の判断を行うものとする。

## 設計変更に関する判断事例(1/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
1	土工 運搬	積算基準による運搬時間と実態の運搬時間に乖離があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初計画に対する条件変更の要因が生じていることの整理が必要。</li> <li>条件変更があり実績値を採用する場合は、道路の交通環境等を十分に調査し、月別、曜日別、時間帯別の要因を踏まえた適正値の把握が必要。</li> </ul>
1-1	土工 運搬	掘削土の運搬を行うに際し、現場離脱前の作業員によるタイヤのハイウッシャー清掃等道路管理者協議に伴う対策を指示し別途新単価を設定した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者の指示により行う清掃に要する費用は支払う必要がある。この際、作業員の職種の取扱いについては打合せしておくことが望ましい。</li> </ul>
2	土工 硬岩 発破	硬岩掘削で発破の制限を受けた(主要道路から50mの範囲は発破ができない)ことから、硬岩掘削を機械掘削(ビッカー+ブレーカー併用(積算基準がない工法))に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用できる積算基準がない場合に、実績で積算することは必然。</li> <li>主要道路から50m範囲の発破不可は、当初から折り込むべき事象であり、発注時における施工条件等の十分な整理が必要。</li> <li>施工性、経済性を比較のうえ工法を選定すること。</li> </ul>
3	硬岩 環境 騒音	橋台部構造物掘削において、予期しない硬岩が発生したため、近傍鶴舎への騒音対策とし、各種工法を採用した。(専門業者が施工したが計画通りに進められず、何度も工法を変更した)	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬岩の発生を条件変更で整理し、実績に基づき支払い。</li> </ul>
4	構造物掘削	当初設計書に記載された構造物掘削ラインは土質より、1:0.8としていたが、現地は予期せぬ多量の湧水により自立しないため、大型土のう+1:1.0 勾配に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造物掘削ラインは、図面には記載しないものとする。</li> <li>構造物掘削ラインは、契約条件として指定しているラインではない。従って、掘削勾配変更は受注者の任意の範疇である。しかし、現地施工状況より、受注者が掘削勾配の変更の必要があると判断し、変更施工計画書を提出する場合においては、現地施工状況を確認のうえ変更施工計画書に基づき必要な対策工や数量増を指示し費用を計上。</li> <li>妥当性は、ボーリングデータとの比較により岩質区分や地下水位の状況など、契約条件に対する条件変更を適切に整理。</li> </ul>
5	構造物掘削	構造物掘削において予期しない硬岩が発生した。(土軟硬線の図面への記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>土軟硬線の記載がない場合においても、ボーリングデータとの比較における岩質区分の相違や数量計算書の内訳から確認できる掘削線を基に、必要に応じた変更を検討。</li> <li>土軟硬線の変更は想定条件が大きく異なる場合は要検討。</li> </ul>
6	基礎材 購入材 発生材	捨土工区の現場で構造物基礎材が必要となった際に発生材では規定に入る材料が無かったため、近隣の公共事業に転用可能な発生材が無いことを確認し、購入材により施工した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>規定を満足しない材料は使用不可。(購入する基礎材は、再生材料が基本)</li> </ul>
7	排水溝	現場打ち集水ますについて、他工事との現場錯綜にて現地施工が困難であり、別途ヤードで丘打ち後、現場まで運搬を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場が錯綜しながらも極力直近で制作し、現地の機械を使い効率的に施工することが基本。</li> <li>製作ヤードを遠距離に設けるのは、受注者</li> </ul>

## 設計変更に関する判断事例(2/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
			の施工性の観点によるものと思慮されるため、別ヤード施工の妥当性を適切に判断。
7-1	排水溝	工程短縮を図るため、小構造物の施工を現場打ちからプレキャスト製品に変更した。	工程短縮が発注者の指示によるものか、受注者の工程確保によるものかにより判断。
8	伸縮装置	伸縮装置(鋼製フィンガージョイント)の施工にあたり、工事における詳細設計の結果、止水材構造が変更となり、伸縮装置の主たる構造(鋼製)は変わらないが、構成品である止水材が変更となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計の実施に伴うものであり条件変更の対象。</li> </ul>
9	TN掘削吹付	トンネル掘削において、余掘量以上に掘削(抜け落ちなど)した部分について、コンクリート吹付による埋戻しを実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的には対応しない範疇。</li> <li>契約上と実施工上の地質区分について、明確な相違の説明ができることと、その対策として発注者が必要な費用を計上する理由の整理が必要。</li> <li>または、契約上の地質区分と同一であるが、当該岩質の特性として慎重かつ丁寧な施工を行っても過度な抜け落ちが止まらないなど、特異性の整理が必要。</li> </ul>
10	吹付	トンネル切羽作業の安全対策とし、鏡吹付け( $t=5\text{cm}$ )を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鏡吹付については、受注者の安全性向上の一環とし実施されているものであり、原則、費用計上しない。</li> </ul> <p>※ 鏡吹付けについては、応力計算上から吹付厚さを定められるものではないこと、掘削切羽形状の工夫で不必要とすることも可能であること、工事目的物とは違い、受注者が安全施工の前処理で行っていることなどから、これまで受注者の現地判断において、各切羽の状況に応じ任意に判断され、施工されてきている。しかし、現地においては、安全な施工を確保するうえで、厚さを定め発注者が指示する場合も想定される。指示する場合については、現行基準において計上しているものと重複しないことを前提に費用計上する。</p>
10-1	TN坑内環境	トンネル内の環境確保とサイクルタイムの向上を目的に集塵機を施工計画書でも記載の上、現地に設置した。受注者から、集塵機に要する費用について協議があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初発注時の条件になく、施工計画書の記載であれば受注者の任意として条件変更には該当しない。ただし、何らかの理由で設置が必要と発注者が判断し、変更指示した場合は条件変更に該当するので、受発注双方で協議が必要。</li> </ul>
11	舗装	時間制約のある橋梁舗装改良において、床板面の不陸等により未切削となった舗装剥ぎ取り作業のタイムテーブルを発注者が調査し、現地条件に応じた実績に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実積を反映した積算とすることは良いが、条件変更を伴うことが前提であるため、発注時の条件提示や不測の事態の対応による変更が可能なよう特記仕様書等の作成に留意すること。</li> <li>当初の施工計画、積算工程等の熟度不足に伴う変更は不可。適切な変更理由(条件変更)の整理が必要。</li> </ul>

## 設計変更に関する判断事例(3/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
11-1	舗装	工事箇所の作業輻輳(建築・施設関係等)により、舗装工事が小規模の分割施工となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実績を反映した積算とすることは良いが、発注時の条件提示や不測の事態の対応による変更が可能なよう特記仕様書等の作成に留意すること。</li> <li>当初の施工計画、積算工程等の熟度不足に伴う変更は不可。適切な変更理由(条件変更)の整理が必要。</li> </ul>
12	遅延 引き渡し 短縮 プラント	土工工事からの路床引き渡し時期が遅れ、舗装は突貫工事になったため、骨材のストックヤード(規模、設備)等が積算基準に記載されている以上に必要になった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全管理の面からも過度な受注者負担は避けるべき。</li> <li>部分引き渡し時期が契約条件として明記されているなど、引渡しの遅れが土工工事の受注者の責が明確であれば、土工受注者負担を検討。</li> <li>土工受注者の責がない場合は、発注者がヤードや夜間工事の費用を負担。</li> </ul>
13	遅延 引き渡し 短縮 夜間	土工工事からの路床引き渡し時期が遅れ、舗装は突貫工事になったため、時間外施工及び夜間工事が必要となった。	
14	支障物件 移設 遅延	支障物件(電柱、架空線等)の移設時期が工程上支障となるため仮迂回を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前の工程調整を適切に行い仮迂回が生じないよう発注者により対応しておくことが基本。           <ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ず仮迂回が必要となる場合は、必要に応じて費用を計上。</li> </ul> </li> </ul>
15	安全費	片側交互通行規制を伴う一般道路の規制を実施した。	
16	安全費 規制	交通量が5万台を超すような一般道路において、交通規制を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算基準では、一般道の交通規制等の安全費については、諸経費において率計上されているため、別途計上できない。ただし、特殊な規制を行う場合は、本社協議により計上できるものもあるため、特殊な規制を行う場合は協議されたい。           <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、特殊な規制とは、交通量等が高速道路並みと考えられるような道路などの交通規制などが想定されるが、工事規制内容は様々であり、別途計上の判断は本社協議が必要。</li> </ul> </li> </ul>
17	安全費 規制	契約項目として作業に必要な日数分の交通規制費を計上していたが、現地施工条件の変更により交通規制が更に必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな変更が予想される交通規制費の計上は、検測項目とすることを求められるが、計画と実態の乖離(施工計画上のパーティ数、能力等に両者の考え方の相違)や条件明示と変更理由の整合に困難を要す。</li> <li>施工計画の熟度を上げ、応分の交通規制費を割掛として計上することを推奨。           <ul style="list-style-type: none"> <li>施工条件を判断したうえで必要な追加費用は、別途計上。</li> </ul> </li> </ul>
17-1	規制 交通監視員	高速道路の夜間規制での作業において、事故渋滞や急激な天候悪化等により規制開始の遅延や途中中止となった。このような場合の交通規制、交通監視員の費用の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制を実施する工事の場合は、左記のような事象が想定されることから、特記仕様書に事象発生時の取扱いについて記載を行う必要がある。この記載がある場合は、受発注者間協議により費用計上は可能。</li> </ul>

## 設計変更に関する判断事例(4/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
18	安全費	受注者が計画した夜間照明では、実作業時に暗いため、追加で照明設備を準備するよう口頭指示した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に要する設備は、施工計画の段階で協議し、互いに確認すべき事項。</li> <li>・積算基準において夜間作業における照明費用は、諸経費にて率計上されるため、別途計上はできない。</li> </ul>
19	安全費 広報費	仮設防護柵を使用した終日車線規制を行ったにあたり、受注者が自主的(技術提案なし)に広報としてOVに横断幕の設置及び休憩施設に仮設看板の設置を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終日車線規制実施における広報看板等は、発注者が主導し計画すべきものである。従って、OVへの横断幕設置や休憩施設での仮設看板設置については、受注者の自主的な範疇で実施させるのではなく、発注者主導で実施。</li> <li>・これらの費用については、別途発注することが基本。</li> <li>・通常設置する安全標識等は、諸経費に含まれるため注意。</li> </ul>
20	準備費 伐採 除根 文化財	文化財調査に基づく伐採工事を別途行っていた部分について、本線工事発注後にも伐採を実施。(乗り込み前の伐採完了時期から1年経過しているため、竹が繁茂している状況であった)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積算基準では、伐開徐根に要する費用(竹等の伐採費含む)は、諸経費の率計上に含まれるため、別途計上できない。</li> </ul>
21	泥落とし装置 スパツツ	当初計画では泥落とし装置のみの計画であったが、土質が粘性土で、車両廻りに付着した土砂を落とすためにハイウォッシャーを併用した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の契約条件に必要な措置等が追加となれば、具体策を指示し費用を計上。契約条件としての泥落とし装置の内容が具体化していることが前提。または、追加措置の位置付けを適切に整理。</li> </ul>
22	仮設	リース材料によるH鋼の打ち込みにおいて、漁協との協議により引抜きができなかったため、河床から出ている部分は切断し、埋設部分については全損とした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初契約における条件提示を前提として、協議に伴う条件変更として対応すべき事項。 なお、リース品については、切断により基準長を下回る場合は、リース材として取り扱うことができなくなるため留意すること。</li> </ul>
23	仮設	リース材料による矢板の打ち込みにおいて、本体工事施工後、引抜きができなかったため、地上に出ている部分は切断のうえ、埋設部分については全損とした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受注者の責でないことを整理のうえ施工実態を反映。 なお、リース品については、切断により基準長を下回る場合は、リース材として取り扱うことができなくなるため留意すること。</li> </ul>
24	環境 仮囲	工事箇所近傍の鶏舎に対して、地権者からの対策要望も踏まえ、工事期間(4年間)と開通後の対策も見据え、騒音対策と地形改変に伴う防風対策として、相応の目隠板を設置した。(騒音、風向き調査を実施中)	必要性を整理のうえ費用計上。
25	環境 散水 清掃	トンネル工事において、現場内の散水等を適切に実施していたが、風等で砂埃が飛散しやすい土質的であったため、周辺家屋等への屋根に飛来したことから、屋根の清掃を実施した。	必要性を整理のうえ費用計上。
26	環境 散水	地元協議において、現場内からの粉じん対策が要望されたため、現場内の散水による粉じん対策を実施した。	必要性を整理のうえ費用計上。

## 設計変更に関する判断事例(5/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
27	工事用道路 借地	割掛として計上している工事用道路について、民地部分の借地範囲が当初想定以上の範囲を借地することになった。 (所有者からの条件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議が整っていない条件を工事発注することは不適切。</li> <li>NEXCOが借地協議、契約することが基本。</li> <li>工事に含める場合は、所有者と協議を整えていること。</li> <li>費用計上する場合は、受注者へ義務化している範疇であることを踏まえ、条件変更整理必要。</li> </ul>
28	工事用道路 遅延	本線内の進入方法について、当初は道路掘削による材料で考えていた(盛土部分のため積算上の考慮は無)が、工程上、掘削土が確保できない(用地未契約)ことから、敷き鉄板にて進入路を設置した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初条件明示した用地買収時期の遅れに伴うものは条件変更として指示。</li> <li>用地契約時期の見込みは、工事工程等に大きな影響を及ぼすため適正な判断が必要。</li> <li>著しく費用が増加する場合は、全体工程等より、工事進捗を図るべきか否か検討必要。</li> </ul>
29	工事用道路 碎石 維持	工事用進入路を良好な状態で維持するために碎石等の敷き均しに要した費用が明らかに割掛相当の量より多かった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注時の施工計画の熟度を向上させる。</li> </ul>
30	工事用道路 散水 維持補修	工事用道路(一般車両も使用)において、維持補修の一貫として散水を割掛計上していたが、地元苦情により積算以上の回数を指示し、散水を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要な費用は計上。また設計図書に照らし合わせて条件変更を適切に整理。</li> </ul>
31	施工機械 施工ヤード 実績	仮囲設置後、台風対策でステイ設置を指示したことで捨土掘削施工ヤードの確保が困難となり、施工機械を小型化せざるを得なくなった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策として必要な措置を指示したのであれば施工条件の変更と整理。</li> <li>発注時の施工計画立案熟度を高める工夫が必要。</li> </ul>
32	杭 ビット損耗 実績	ベノト杭のビット損耗が、積算で見込んでいる以上に損耗した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約条件の地質状況と比較を行い、ボーリングデータと地質状況が異なること、または大幅な施工サイクルの遅れが当該岩質の性状によるものであることを確認し条件変更を整理。</li> <li>ビットの損耗実績に応じた費用を計上。</li> </ul>
33	機械 遊休 アンカー	切土掘削において、法面へのアンカー施工を追加したが、切土工事で使用する機械について、アンカー施工時の待ち時間が生じた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場内の転用、回送費の計上、上下作業による工程短縮等を検討のうえ、適切な機械存置の判断を整理し費用を計上。</li> </ul>
34	設計費	詳細設計付き工事に延長床板の設計及び施工を追加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細設計付き工事であっても、新たな設計の追加であれば費用計上は必要。</li> <li>原則として条件変更により生ずる調査設計業務は別件発注。</li> <li>時間的制約等やむを得ない事情があり工事に含める場合は、理由を整理の上費用を計上。</li> </ul>

## 設計変更に関する判断事例(6/6)

No.	工種等	事例	考え方の整理
35	試験費	発注者が指示した標準的に市販及び製造されていない、特殊配合のコンクリートを使用するにあたり、受注者が示方配合及び計画配合決定のための試験練り(45回)を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常実施するプラント使用の配合のNEXCO基準への適合確認のための試し練りは、共通仮設費(技術管理費)にて率計上されている。</li> <li>通常的なもの以上に必要な費用は計上すべきであるが、45回分の妥当性の検証が必要。</li> <li>なお、費用の計上とは別に標準的に市販及び製造されていない特殊配合のコンクリート使用の妥当性の判断も必要。</li> </ul>
36	災害 緊急対応	大雨により、工事に起因しない河川の氾濫及び一般道の滞水が発生したため、隣接する当該工事が緊急対応として現場処理を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者として必要性を認め指示した場合は費用を計上。 しかし、施工内容、範囲については、当面の初動対応を除き現場管理との関連性から適切な判断も必要。</li> </ul>
37	沈砂池	大規模な盛土工事において、仮設の沈砂池(任意)を計画したが堆積土の撤去、処分等が新たに発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意仮設物であっても撤去に要した費用について変更指示を行ったうえで費用計上は必要。</li> </ul>

## 【他機関における判断事例】

No.	工種等	概 要	考え方の整理等
1	土工	関係機関協議により、当初発注時の土捨場が変更となり、仮置きが必要となった。	土捨場の変更については、受注者の責によらない場合は、設計変更の対象となる。
2	コンクリート取壟	当初設計図書では、既設コンクリートが無筋コンクリートとされていたが作業時に鉄筋コンクリートであることが判明した。	契約書第18条に基づき、監督員に立会を求め、現地状況を確認し当初設計図書と相違がある場合は、設計変更の対象となる。
3	騒音・振動調査	民地・宅地が隣接しているため、地元から騒音・振動調査の要望があつた。	受注者が受けた要望であれば、監督員の報告のうえ、騒音・振動調査の実施について指示を受けた場合は設計変更の対象となる。受注者の独自判断で実施した場合は、設計変更の対象とならない。

## 割掛対象表参考内訳書

### (作成例)

- ・割掛対象表参考内訳書は、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。
- ・割掛対象表参考内訳書の内容に関する質問は受け付けない。

## 割掛対象表参考内訳書(1/8)

### 【共通仮設費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
工事用機械運搬費	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	貨物自動車による運搬 機種・重量●t - ●台 - ●往復 運搬距離●km(片道)	
工事用機械分解組立費	重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	ブルドーザー ●t級を超える●t級以下 - ●台 - ●往復 バックホウ系 山積●m <sup>3</sup> を超える●m <sup>3</sup> 以下 - ●台 - ●往復 クローラー系 ●t吊超 ●t吊以下(クラム平積●m <sup>3</sup> 超 ●m <sup>3</sup> 以下) - ●台 - ●往復 トンネル用機械 - ●台 - ●往復 運搬距離●km(片道)	
舗装修繕工事機械現場内移動費	高速道路上で行う舗装修繕工事における、基地から現場までの貨物自動車による運搬移動に要する費用をいう。	切削機 ●台 - ●往復(昼間・夜間) Asフィニッシャー ●台 - ●往復(昼間・夜間) マカダム、タイヤローラー ●台 - ●往復(昼間・夜間) クレーン付きバックホウ ●台 - ●往復(昼間・夜間) 運搬距離●km(片道)	
仮設材運搬費	仮設材等(仮橋、鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬に要する費用をいう。	運搬距離●km(片道) ただし、特殊仮設材(◆◆)については、◆◆県からとする。	
建設廃棄物処理費	伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用をいう。	特記仕様書による (伐開、除根、抜竹等のことであり、汚泥処理、コンクリート・アスファルトの処分はここでは計上しない。)	
事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用をいう。 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用をいう。	(工事実施に伴い必要となる事業損失防止施設内容を記載すること)	
借地費	土地の借上げ等に要する費用をいう。	借地費 - ◆◆に要する借地●m <sup>2</sup> × ●ヶ月 (受注者の任意性があるものののみ記載し、任意性のないものは発注者自ら借地すること) (◆◆は、場所及び目的を明示する)	
電力基本料金費	電力等の基本料に要する費用をいう。	電力基本料金費 - ◆◆・総電力使用量●kwh ・◆◆会社 (◆◆は、工事種別と契約種別及び電力会社名を記載すること)	
土質等試験費★	施工管理要領に記載されている項目以外の試験に要する費用をいう。	◆◆調査 - ●回(施工前 - ●回/日、施工中 - ●回/日、施工後 - ●回/日) (必要な調査内容を記載すること)	○
地質調査等費★	平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験に要する費用をいう。	平板載荷試験 - ●箇所 ◆◆ボーリング φ● ●箇所 - ●m (必要な調査内容を記載すること)	○
動態観測費(器具・設置・観測)★	軟弱地盤、盛こぼし橋台盛土地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用をいう。	◆◆計設置 - ●箇所、◆◆計測定 - ●箇所・回 (必要な調査内容を記載すること)	○
ロックボルト長さ検査費	トンネルロックボルト長さ検査に要する費用をいう。	超音波探傷器供用日数 - ●月	
アンカー工の多サイクル確認試験費	のり面アンカーの多サイクル確認試験に要する費用をいう。	多サイクル確認試験 - ●箇所	○
監督員詰所費	監督員詰所の営繕(設置・撤去・維持・補修)に要する費用をいう。	建物面積●m <sup>2</sup> - ●月	
火薬庫費	火薬庫の営繕(設置・撤去・維持・補修)に要する費用をいう。	火薬庫・火工品庫・取扱所・火工所 - ●月	
トンネル呼吸用防護具費	トンネル工事における電動ファン付粉じん用呼吸用防護具に要する費用をいう。	電動ファン付呼吸用保護具 - 1式	
はく離抵抗試験費	舗装工事における粗骨材及びアスファルト舗装混合物のはく離抵抗性の確認に必要な水浸ホイルトラッキング試験に要する費用をいう。	試験数 - ●枚 (数量の考え方を明示すること)	
現場溶接部検査費	鋼桁等の現場溶接部非破壊検査に超音波深傷試験を用いる場合の試験機械の性能確認試験、施工性試験、外観試験、超音波深傷試験、報告書作成に要する費用をいう。	平均板厚(加重平均) - ●mm	
非破壊検査試験費	コンクリート構造物の非破壊試験による鉄筋かぶり確認に要する費用をいう。	上向き作業 - ●箇所、側面作業 - ●箇所、下向き作業 - ●箇所	

## 割掛対象表参考内訳書(2/8)

### 【準備工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
工事用道路費 ★	新設(改良を含む)する工事用道路に要する費用をいう。	◆◆工事用道路 補装新設W=●m、L=●m ◆◆工事用道路 待避所設置W=●m、L=●m	○
工事用仮橋費 ★	仮橋に要する費用をいう。	仮橋A W=●m、L=支間長●m*径間数●=●m 横架設 仮橋B W=●m、L=支間長●m*径間数●=●m 横架設(材料支給) 仮橋 C W=●m、L=支間長●m 横架設(◆◆工事より引継・撤去工)	○
工事用道路維持補修費 ★	工事用道路(本線内工事用道路を除く)の維持補修に要する費用をいう。	【砂利道の維持補修】 モーターグレーダー・散水車5,500L ●月(◆◆工事用道路) 【簡易舗装の維持補修】 散水車5,500L ●月(◆◆工事用道路) 【舗装補修に係るアスファルトコンクリートは当初計上せずに実態に応じて施工・精算すること】	
工事車両泥落し装置費	泥落し装置に要する費用をいう。	特記仕様書による	
架設ヤード整備費	トラッククレーン工法の桁下架設ヤードのクレーン据付け位置の整形に要する費用をいう。	整地盛土(発生材・良質土) 敷均し及び撤去●m <sup>3</sup> 、敷き砂利(購入材)の敷均し及び撤去●m <sup>3</sup> 、◆◆養生用敷鉄板●m <sup>2</sup>	○
作業ヤード整備費	桁製作・地組及び部材仮置・ヤードの整備のために要する費用をいう。	整地盛土(発生材・良質土) 敷均し及び撤去●m <sup>3</sup> 、敷き砂利(購入材)の敷均し及び撤去●m <sup>3</sup> 、◆◆養生用敷鉄板●m <sup>2</sup>	○
坑内外仮設備保守費	坑内及び坑外の仮設備の維持・点検保守に要する費用をいう。		
坑内仮排水設備費 ★	坑内仮排水用の排水溝または素掘側溝及び覆工箇所等のサンドポンプに要する費用をいう。	排水溝を設置する場合は記載すること。 (突っ込み方式の場合は、必要な設備を記載すること。)	
橋面仮舗装費	未舗装の橋梁及び高架橋の橋面に床版保護の目的から施工する一時的な舗装の設置に要する費用をいう。	アスファルト舗装(密粒度13)(t=●cm)の設置撤去、敷砂幅員(W=●m)、延長(L=●m)、待避所●箇所(◆◆橋)	
工事用進入路設置撤去費	本線内への進入路を設け、施工完了後に再び原形に復旧するに要する費用をいう。	切盛土工—●m <sup>3</sup> 、敷砂利(t=●cm)—●m <sup>2</sup> 、アスファルト舗装(t=●cm)—●m <sup>2</sup> アスファルト塊—●m <sup>3</sup> (現場から概ね50km以内の再資源化施設)	○
橋面仮舗装撤去費	橋面に舗設された仮舗装材の撤去及び処理に要する費用をいう。	アスファルト舗装撤去—●m <sup>2</sup> アスファルト塊—●m <sup>3</sup> (現場から概ね50km以内の再資源化施設)	
本線内工事用道路費(伸縮継手箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、橋梁の伸縮継手箇所の段差を是正し、かつ伸縮継手の損傷を防ぐために設置する保護工に要する費用をいう。	鋼板(無規格中板3.2・0.176t/箇所)—●箇所 (別途考慮する場合は、必要な設備を記載すること。)	
本線内工事用道路費(構造物接続箇所の保護)	本線内を工事用道路として利用する場合に、アスファルト舗装と橋台・トンネル内のコンクリート舗装版の接続箇所の段差を是正し、かつ構造物の損傷を防ぐために設置する防護工に要する費用をいう。	松押角(0.07m <sup>3</sup> /箇所)—●箇所	

## 割掛対象表参考内訳書(3/8)

### 【仮設備工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
掘削用重機足場費	地形が急峻なため掘削箇所まで重機が登って行けない場合に掘削箇所付近まで重機が近づけるように、盛土材料にて施工する重機足場に要する費用をいう。	切盛土(発生土)設置・撤去—●m <sup>3</sup>	○
足場工費	一般構造物の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	手摺先行足場—●空m <sup>3</sup> (一般構造物足場) 橋脚(張出無)、橋台擁壁または、単柱張出橋脚(高さ区分※)—●空m <sup>3</sup> ※10m未満、10m~20m未満、20m~31m未満、31m以上 深礎ぐい(φ5m未満)—●空m <sup>3</sup> 、深礎ぐい(φ5m以上)—●空m <sup>3</sup> 、それ以外—●空m <sup>3</sup> (橋脚下部工補修用足場) 単柱橋脚(張出無)、橋台擁壁、 単柱橋脚(張出有:柱部及び梁部)、 単柱橋脚(張出有:柱部のみ) (高さ区分※)—●空m <sup>3</sup> 、必要期間●月 ※10m未満、10m~20m未満、20m以上	
昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	昇降足場(高さ区分※)—●空m <sup>3</sup> 、必要期間●月 ※10m未満、10m~20m未満、20m以上	
吊足場工費 (標準型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面(側面足場に防護が無い構造)の吊足場工に要する費用をいう。	(PC上部工 新設工事) 吊足場(標準型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月  (鋼橋上部工 新設工事) 架設足場(標準型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月 床版足場(標準型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月  (トラス橋を除く橋梁補修工事) 吊足場(標準型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月 ※塗替塗装(第1種素地調整以外用)、床版補修用、床版取替工、はく落防止対策用の場合は、以下を記載すること。 •主体足場にシート張防護を含む。  (トラス橋補修工事) 吊足場(防護型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間●月 ※塗替塗装(第1種素地調整用)、塗替塗装(第1種素地調整以外用)、塗替塗装(第1種素地調整)を含む床版取替用、塗替塗装(第1種素地調整以外)を含む床版取替用の場合は、以下を記載すること。 •主体足場、側面足場及び内部足場にシート張防護を含む。  注1)主体足場はユニット化した足場材であり、側面足場は防護が無い構造(单管パイプ等)である。 注2)吊足場工(標準型側面)の施工範囲等を明示した図面(参考図)を添付すること。 注3)吊足場工費の数量(m <sup>2</sup> )は、土木設計数量算出要領によるものとする。	○
吊足場工費 (防護型側面)	橋梁の施工に必要な主体足場及び防護型側面(側面足場に防護が有る吊足場)の吊足場工に要する費用をいう。	(PC上部工 新設工事) 吊足場(防護型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月 ※以下を記載すること。 •主体足場及び側面足場にシート張防護を含む。  (鋼橋上部工 新設工事) 架設足場(防護型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月 床版足場(防護型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月  (トラス橋を除く橋梁補修工事) 吊足場(防護型側面)●m <sup>2</sup> 、必要期間 ●月 ※塗替塗装(第1種素地調整用)、コンクリート橋の床版補修用、はく落防止対策用の場合は、以下を記載すること。 •主体足場及び側面足場にシート張防護を含む。 ※塗替塗装(第1種素地調整以外用)、鋼橋の床版取替工の場合は、以下を記載すること。 •主体足場にシート張防護を含む。	○

## 割掛対象表参考内訳書(4/8)

### 【仮設備工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
		<p>(トラス橋補修工事)          吊足場(防護型側面)●m<sup>2</sup>、必要期間●月          ※塗替塗装(第1種素地調整用)、塗替塗装(第1種素地調整以外用)、          塗替塗装(第1種素地調整)を含む床版取替用、塗替塗装(第1種素地調整以外)を含む床版取替用の場合は、以下を記載すること。          ・主体足場、側面足場及び内部足場にシート張防護を含む。</p> <p>注 1)主体足場及び側面足場はユニット化した足場材である。          注 2)吊足場工(防護型側面)の施工範囲等を明示した図面(参考図)を添付すること。          注3)吊足場工費の数量(m<sup>2</sup>)は、土木設計数量算出要領によるものとする。</p>	
支保工費	<p>コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</p> <p>バリエーションのある内訳は纏めて記載することとする。 →</p>	<p>【くさび結合支保工】          載荷荷重●～●t/m<sup>2</sup>・桁下高さ●～●m・支保工存置日数●～●日 - ●空m<sup>3</sup></p> <p>【プラケット支保工】          プラケット用H鋼質量●t・支保工存置日数●～●日 - 1式</p> <p>【梁の支保工】          施工高さ●～●m・供用日数●～●日・使用回数●～●回・運搬距離●km - ●t</p> <p>【OV支保工】          P1:載荷荷重●t/m<sup>2</sup>・OV幅員●m・施工高さ●m - ●空m<sup>3</sup>          P3:橋梁全幅●m・支保工スパン●m・桁下高さ●m・運搬距離●km - 1式          P2:OV幅員●m・施工高さ●m - ●空m<sup>3</sup></p> <p>【床版用特殊支保工】          支保工の種類●・供用日数●日・使用回数●回・運搬距離●km - ●t</p> <p>【PC片持架設橋】          側径間支保工費          A1:載荷荷重●t/m<sup>2</sup>・桁下高さ●m・支保工存置日数●日 - ●空m<sup>3</sup>          柱頭部プラケット支保工費          P1:プラケット用H鋼質量●t・支保工体積●空m<sup>3</sup>・支保工存置日数●日          中央閉合支保工費          ●箇所</p>	○
主桁製作用型わく費	現場のヤードで製作する(PCプレキャスト桁製作)の型わく材料、製作、修理及び組立・解体に要する費用をいう。	PC桁の型わく工●m <sup>2</sup>	
主桁製作足場工費	現場のヤードで製作するPCプレキャスト桁製作時の型わく、鉄筋、PCケーブル、コンクリート打設等の作業に必要な足場工に要する費用をいう。	主桁足場工 桁長●m - ●本	
主桁製作台費	現場のヤードで製作するPCプレキャスト桁製作台の製作及び設置・撤去に要する費用をいう。	主桁製作台工 製作台(桁長●m + 1mの長さ) - ●基、製作台設置場所◆◆、コンクリート基礎の有無 (コンクリート取壊し及び廃材処分費は、必要に応じて記載すること。)	
主桁仮置費	PCポストテンション桁の仮置場での一時保管に要する費用をいう。	仮置工 仮置き本数●本	○
仮支承費	PC連続合成桁型式において、主桁を連続形式にするまでの期間、一時仮受けする仮支承の設置・撤去に要する費用をいう。	必要な場合は、図面を作成し記載すること。	○
移動作業車設備費	PC片持架設における移動作業車設備及び片持架設橋、大型移動支保工架設橋、押出架設橋における高欄等作業車に要する費用をいう。	損料及び設備費 移動作業車の種類◆◆、転用回数●回、使用日数●日、解体場所◆◆ - ●基 移動作業車移動据付工 移動作業車の種類◆◆ - ●回 (種類は、コンクリートウェブ・波型鋼板ウェブ。場所は、中央・脚部。)	
資材荷役設備費	片持架設及び大型移動支保工架設における、資材運搬設備に要する費用をいう。	自走式クレーン P●橋脚 自走式クレーンの種類◆◆ - 施工日数●日 タワークレーン P●橋脚 タワークレーンの能力●t・m - 施工日数●日	

## 割掛対象表参考内訳書(5/8)

### 【仮設備工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
PC工事用仮設電力設備費	PC橋の施工に必要な仮設電力設備に要する費用をいう。	電力設備ー1式	
支保工基礎費	支保工の基礎に要する費用をいう。	(必要な施工内容を記載すること) コンクリート基礎 ●箇所ー●m <sup>3</sup> 敷砂利工 厚さ●cmー●m <sup>2</sup> 覆工板工 ●m <sup>2</sup> 地盤改良工 ●m <sup>2</sup> ー●m <sup>3</sup> H鋼基礎工 H◆◆ー●m×●本(砂基礎) 設置撤去含む	○
ダンプトラック運転費	ずり処理工に使用するダンプトラックの供用日損料及び坑内ずり運搬の補助労務に要する費用をいう。	ダンプトラック●t一延べ数量●台月	
吹付設備費	トンネルの吹付コンクリート工の坑外設備に要する費用をいう。	吹付けプラント設備組立解体 1式ー設置期間●月 コンクリートの敷設・撤去・処分ー●m <sup>3</sup> (50 m <sup>3</sup> or 60 m <sup>3</sup> )	○
積卸し設備費	坑口付近に設置するロックボルト、鋼アーチ支保工等の積卸し設備に要する費用及び坑内運搬車の損料、労務費をいう。	ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型 10t吊ー●月 黒煙浄化装置付クレーン装置付トラック4tー●月	
換気設備費	トンネルの施工に伴い発生する有害物質を、許容濃度以下に希釈するに必要な換気設備に要する費用をいう。	送風機運転 1式ー●月 送風管損料 難燃性ビニール風管 1式 (トンネル延長 2,500m以上の場合は、別途記載すること)	○
給水設備費	トンネル掘削等でのせん孔、コンクリート打設及び坑外設備の洗浄等に必要な給水設備に要する費用をいう。	【水槽ー坑内】 タービンポンプ7.5kwー●月、給水槽(設置・撤去) ●箇所ー●月 ガス管白ネジ付 坑内ー●m・坑外ー●m (水源が坑口付近にない場合は、必要な設備を記載すること)	○
工事用電力設備費	トンネル坑内・外の引込設備、受電設備、配電設備及び照明設備等の二次側電力設備に要する費用をいう。	※積算に計上した電気設備数量を記載	
工事用電力量費	トンネル坑内・外の動力及び照明用の使用電気料をいう。	主要使用設備 1式 電力使用期間ー●ヵ月 契約電力量ー●kwh	
トンネル内仮設照明設備費	トンネル内の舗装工事を行うため、またトンネル内を資材運搬路として利用するための仮設の照明設備に要する費用をいう。	※積算に計上した電気設備数量を記載	
プラントの設置・撤去・点検費 (アスファルト・ソイル・プラント)	運搬されてきた仮設プラント用諸機械の設置、工事完了後に運搬する時の撤去及び仮設プラントを稼働させるための諸機械の点検に要する費用をいう。 なお、この費用には、設置・撤去期間中の仮設プラントの供用日損料を含む。	◆◆プラント設備(能力●t/日)組立解体ー1式 基礎コンクリートの敷設・撤去・処分ー●m <sup>3</sup> (As:250 m <sup>3</sup> , So:59 m <sup>3</sup> ) 供用日数ー●日 (As:50日, So:26日)  (プラント設備毎に記載すること)	
板囲・帆布・碎石小屋費 (アスファルト・ソイル・プラント)	貯蔵する粒径の異なった骨材の混ざり合いを防止するための板囲、降雨による骨材の含水比の変動を防止するための帆布、及び骨材を保管するための小屋に要する費用をいう。	◆◆プラント 碎砂小屋の組立解体 1式ー供用日数●日  (プラント設備毎に記載すること)	

## 割掛対象表参考内訳書(6/8)

### 【仮設備工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
プラント敷地造成・材料置場・場内道路費	仮設プラント設置のために敷地の造成を行い、さらに、骨材等の材料置場及び場内道路の整備に要する費用をいう。	◆◆プラント 敷地総面積 ●m <sup>2</sup> 、資材置場面積 ●m <sup>2</sup> 、場内道路面積 ●m <sup>2</sup> (現地条件に応じて必要な費用は別途計上。敷地造成、簡易舗装、仮排水他) (プラント設備毎に記載すること)	○
プラント運搬費(アスファルト・ソイルプラント)	仮設プラント運転のために必要となる諸機械を、基地から仮設プラント設置箇所まで搬入し、使用後に再び基地への搬出に要する費用をいう。 なお、この費用には運搬期間中の仮設プラント機械の供用日損料を含む。	アスファルトプラント—●基 運搬距離●km(片道) 供用日—●日 ソイルプラント—●基 運搬距離●km(片道) 供用日—●日	
プラント給水設備費	仮設ソイルプラント内において、含水比調整のための給水に要する費用をいう。	(必要に応じて仕様等を記載すること)	
仮設プラント電力設備費	仮設プラントの運転及び照明設備等に要する電力料、配線設備等に要する費用をいう。	◆◆プラント 電力設備費 1式—供用日数●日 (プラント設備毎に記載すること)	○
築島工費	ケーソン用刃口用くつの据付けに必要なヤード構築並びに締切りに要する費用をいう。	図面参照(鋼矢板●型—●m、中詰土砂—●m <sup>3</sup> 等)	○
止水壁費	ケーソンの沈下、掘削に必要なケーソン天端の締切りに要する費用をいう。	図面参照(止水壁長さ—●m、止水壁高さ—●m等)	○
沈下促進工費	ニューマチックケーソンの沈下において、自重だけでは沈下しない場合、荷重注入及び滑材注入による沈下促進に要する費用をいう。	(荷重注入または滑材の注入方式を選択し、必要な施工内容を記載すること)	
ケーソン掘削設備費	ケーソンの沈下のための掘削及び排土に必要な設備に要する費用をいう。	排土設備 1式—供用日数●日(●交替) (標準交代制勤務以外の場合は記載のこと) 潜函用設備 1式—供用日数●日(●交替) 軟岩掘削設備 1式	○
ケーソン用足場費	ケーソン躯体の施工に必要な足場工に要する費用をいう。	外足場 ●空m <sup>3</sup> 一供用日数●日 内足場 ●空m <sup>3</sup> 一供用日数●日 脚柱部足場 ●空m <sup>3</sup>	
巣装工費	ニューマチックケーソンの沈下、掘削及び排土の作業環境の維持に要する費用をいう。	巣装 1式—巣装回数●回—供用日数●日	○
医療設備費	ニューマチックケーソンにおけるホスピタルロックの設備に要する費用をいう。	ホスピタルロック設備(8人用) ●台 供用日数●日	
PC鋼材機械器具費	PC鋼材引張の作業に使用する機械器具に要する費用をいう。	緊張ジャッキ等—1式 (プレキャスト床版の場合のみ、門型クレーン3tを記載すること)	
ケーソン送気設備費	ニューマチックケーソンの作業室への送気に必要なエアーコンプレッサーの本設備・予備設備に要する費用をいう。	送気設備 1式 コンプレッサースクリュー式 ●台(予備含む)—供用日数●日—総運転時間●時間 配管延長●m、契約電力の種別◆◆—電力会社◆◆ 予備送気設備 1式 コンプレッサー ●台(予備含む)—供用日数●日	
移動足場工費	橋梁及び一般構造物の施工に必要な足場工として高所作業車の使用に要する費用をいう。	トラック架装リフト(ブーム型)揚程●m(貸与)—●日 自走式リフト(ホイル・ブーム型)揚程●m~●m未満—●日	
足場費(覆工防水工・補強鉄筋用)	トンネルの覆工防水工、補強鉄筋の施工に必要な足場台車に要する費用をいう。	足場台車 損料・組立・解体 1式—使用延長●m (覆工防水工の延長とする)	

## 割掛対象表参考内訳書(7/8)

### 【雑工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
切土部施工基面の整形費	本仕様書2-6-5(6)の規定を満足するよう、上部路床面の不陸整正に要する費用をいう。	切土部施工基面の整形(土砂・軟岩・硬岩) - ●m <sup>2</sup> ・●m <sup>3</sup> ・●m <sup>3</sup>	
のり面仕上げ費	本仕様書2-6-5(8)及び2-7-5(6)に規定する作業に要する費用をいう。	切土のり面仕上げ(土砂・軟岩・硬岩) - ●m <sup>2</sup> ・●m <sup>3</sup> ・●m <sup>3</sup> 盛土のり面仕上げ(1:1.5・1:1.8・1:2.0) - ●m <sup>2</sup> ・●m <sup>3</sup> ・●m <sup>3</sup>	
河川・水路の締切・迂回費★	工事の施工に伴って、支障となる河川・水路等を締切り・迂回する仮設物に要する費用をいう。	土のう(●×●)締切り - ●袋 仮水路(掘削及び埋戻し)の設置 - ●m <sup>3</sup> (矢板、シート等の必要な施工内容を記載すること)	○
用水管路の切廻し費	農業用水・工業用水管路等を付替える水管路に要する費用をいう。	高密度ポリエチレン波付管 φ● - ●m	○
迂回道路費★	工事の施工に伴って、一般道を一時的に付替える道路に要する費用をいう。	迂回道路 設置・撤去W=●m, L=●m 舗装(舗装構成) 設置・撤去 - ●m <sup>2</sup> 、ガードレール - ●m (処分が必要な場合は記載すること) (必要な施工内容を記載すること)	○
沈砂池費★	降雨により浸食・崩壊を受けた土砂が近隣の民地、山林、田畠、河川、海等へ流出する恐れのある場合に設ける仮設池に要する費用をいう。	設置箇所 - ●箇所  (設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
コンクリート寒中養生費	寒中コンクリートの施工における保温養生に要する費用をいう。	ジェットヒーター - 1式 防水シート - ●m <sup>2</sup> 打設回数 - ●回	
埋設管防護工費	一般道の道路敷地内等に埋設されている既設の水道管・下水管・ガス管等が、工事用車両の通過により破損しないように施工する防護工に要する費用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
火薬取扱い費	火薬の取扱いに要する費用をいう。	火薬の取扱区分(◆◆) - 発破施工日数●日	
防じんネット費	砂じん、飛石等の防止の目的で工事区域と家屋、果樹園等の境に設置するネットに要する費用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
構造物水抜穴費	コンクリート構造物に設置する水抜穴に要する費用をいう。	VP管(φ●) - ●m	○
目地材費	コンクリート構造物の縫目に設置する目地材に要する費用をいう。	目地板(t=1cm) - ●m <sup>2</sup>	○
ぐい頭処理費	場所打ちぐいのぐい頭はつりに要する費用をいう。	杭頭処理 - ●本	
橋面養生費	床版コンクリートの打設後のコンクリートの養生に要する費用をいう。	橋面養生 - ●m <sup>2</sup>	
昇降設備費	工事用エレベーターに要する費用をいう。	昇降設備高さ●m、最大積載重量●kg、供用日数●日 - ●基 (昇降階段1式を含む)	
床版打継目型わく費	床版コンクリート打継目の型わくに要する費用をいう。	合板 - ●m <sup>2</sup> (CRT22の計上は不可)	
壁高欄目地板費	壁高欄の縁切りを行うために設ける目地板に要する費用をいう。	目地板 - ●m <sup>2</sup>	
支承アンカーボルト箱抜費	橋梁下部工事において、上部工施工時の支承、アンカーバー、落橋防止装置を設置するための、箱抜に要する費用をいう。	スパイクルシース(φ●) - ●m	
ペント・鉄塔基礎工費	鋼橋仮設用ペント及び鉄塔の基礎に要する費用をいう。	ペント基礎の施工に要する一般的な均しコンクリートやH鋼の梁等を除き、杭基礎や特別な地盤改良等の必要な施工内容を記載すること。	○
小口型わく費	現場打ちブロックの小口部の型わくに要する費用をいう。	合板 - ●m <sup>2</sup> (PC片持ち張出しの場合のみ計上すること。下記チッピングとセットで計上すること)	
コンクリート打継目チッピング費	コンクリート打継目のチッピングに要する費用をいう。	床版種別: 鉄筋コンクリート又はプレストレストコンクリート チッピング - ●m <sup>2</sup> (PC片持ち張出しの場合のみ計上すること。上記小口型わくとセットで計上すること)	
箱抜工費	トンネル防災設備等のための覆工コンクリートの箱抜に要する費用をいう。	木製型わく - ●m <sup>2</sup> 箱抜き補強材の設置 - ●.●t 既設支保工の切断撤去 - ●.●t	
インパート妻型わく費	インパートコンクリート打設のための妻型わくに要する費用をいう。	木製型わく - ●m <sup>2</sup>	
坑口切付費	トンネル掘削に先立って行う、坑口付けに要する鋼アーチ支保工の補強等、及びのり面保護工に要する費用をいう。	土のう(62cm×48cm) - ●袋 外型枠(キーステンプレート 650×25×t1.2) - ●m <sup>2</sup> コンクリート又はセメント吹付(t=●cm) - ●m <sup>2</sup>	

## 割掛対象表参考内訳書(8/8)

### 【雑工事費】

割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
仮設沈澱池費	トンネルの掘削、覆工等に伴う汚濁水を自然沈澱方式で処理する場合の汚濁水処理槽に要する費用をいう。	自然沈殿方式を採用する場合は、必要な処理施設を記載すること。	
防音扉費	爆破音等を低減するために、トンネル坑口付近に設置する扉に要する費用をいう。	図面参照(防音扉 1式—●基、移設回数●回) (付属する基礎工など、必要な施工内容を記載すること)	○
Ev埋戻し費	路盤準備工を行う時に、土工工事で施工したEvの埋戻しに要する費用をいう。	良質材—●m <sup>3</sup> (発生場所からの運搬等費用又は、購入材費など必要な施工内容を記載すること)	
Ev撤去費	路盤準備工を行う前に土工工事で施工したEv(コンクリート)の撤去及び処理に要する費用をいう。	撤去延長 ●m—処分量 ●m <sup>3</sup> (現場から概ね 50 km以内の再資源化施設)	
防護柵ポスト孔費	上部工、カルバート及び擁壁等に設置する防護柵用ポスト孔の費用をいう。(補強鉄筋含まず。)	ガードレールポスト孔用鋼製底付管L=250mm—●箇所 ガードレールポスト孔用鋼製底付管L=440mm—●箇所 ハンドレール用サヤ管—●箇所	
場所打ちぐい(人力掘削)根固めコンクリート費	ライナーブレートの自重による沈下防止及び雨水の進入防止のために行う根固めコンクリートに要する費用をいう。	ガイドウォール コンクリート(C2-1)—●m <sup>3</sup> 鉄筋(D16)—●kg、型わくD—●m <sup>2</sup>	
仮囲い費	民家、一般道等と工事区域との境に設置する仮囲い工に要する費用をいう。	枠構造—杭、支柱、骨組(単管パイプ) 仮囲い—高さ3.0m×支柱間隔2.0m・鋼板t=1.2mm 設置延長●m×●ヶ月	○
仮設歩道費	一般通行者への安全確保を目的として設置する仮設の歩道に要する費用をいう。	(設計成果を反映し必要な施工内容を記載すること)	○
水洗い費	塗替塗装面に行う塩分及び塵あいなどの水洗いに要する費用をいう。	対象橋梁:●●橋(●り線)—●m <sup>2</sup> ●●橋(●り線)—●m <sup>2</sup> 【合計:●m <sup>2</sup> 】	
残アスファルト合材等の取り除き費	切削オーバーレイ工において橋梁部のレベリング層を含めた改良を実施する場合における、路面切削後の床版面に残ったアスファルト合材や防水工の撤去に要する費用をいう。	バックホウ、コンプレッサー、ピックハンマー 1式 対象橋梁:●●橋(●り線)—●m <sup>2</sup> ●●橋(●り線)—●m <sup>2</sup> 【合計:●m <sup>2</sup> 】 既床版面防水工の有無—有りor無し	
事前コア採取費	舗装修繕工事において、施工開始前に実施する舗装部のコア採取に要する費用をいう。	コア採取数—●個 (数量の考え方を明示すること)	
土砂等崩落防止柵費	工事施工場所から、一般道、民家、田畠等に土砂、転石等を崩落防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長●m×●ヶ月	○
土砂等防止柵費(盛土のり面用)	田畠、民地等に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長●m×●ヶ月	○
土砂等防止柵(切土のり面用)	供用中の高速道路に土砂等の流出防止を目的とした柵の設置及び撤去に要する費用をいう。	設置延長●m×●ヶ月 (タイプA、タイプBの区分、土中部、岩部の区分を記載すること)	○

### 【作成時留意事項】

「●」には、数値を記入する。

「◆◆」には、名称を記入する。

「★」は、検測項目化を図ることが望ましい項目。

※割掛け対象表参考内訳書の図面の欄に「○」が記載されている箇所は一般的に図面が必要と考えられる項目であり、必要に応じて位置図、平面図、構造図等を添付する。

なお、技術管理費の他の試験費も変更が想定される場合は、検測項目化を考慮すること。

※割掛け対象表参考内訳書及び割掛け内容を示す図面は参考図として取扱うため、契約書第1条でいう設計図書ではない。

# 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

## (令和2年10月版)

---

令和2年 10月 初 版  
監修 東日本高速道路株式会社  
発行 東日本高速道路株式会社  
〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2  
新霞が関ビルディング  
TEL 03-3506-0111 (代表)

無断転載複製を禁ず

Copyright2020 East Nippon Expressway Company Limited